

名古屋市公報	平成30年 2月21日 第1246号	
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話〔052〕972-2246 編集兼 発行人 名古屋市総務局法制課長	

目次 ページ

告 示

- 事後調査結果中間報告書（工事中）について
（環境・地域環境対策課）（第73号） 2
- 名古屋市大高赤塚土地地区画整理組合の事業計画の変更認可
（住都・区画整理課）（第74号） 5
- 特定計量器定期検査の実施
（市経・消費流通課）（第75号） 6
- 道路に関する告示
（緑土・道路利活用課）（第76号） 8
- 指定地域密着型サービス事業者の廃止
（健福・介護保険課）（第77号） 12
- 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防
 サービス事業者の指定
（健福・介護保険課）（第78号） 16
- 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の
 廃止
（健福・介護保険課）（第79号） 20
- 指定居宅介護支援事業者の廃止
（健福・介護保険課）（第80号） 24
- 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の
 指定
（健福・介護保険課）（第81号） 26
- 指定居宅介護支援事業者の指定
（健福・介護保険課）（第82号） 27
- 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防
 サービス事業者の指定
（健福・介護保険課）（第83号） 28
- 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防
 サービス事業者の廃止
（健福・介護保険課）（第84号） 29

教 育 委 員 会 告 示

- 名古屋市立小学校の通学区域の変更について （第3号） 30

消 防 局 告 示

- 防火管理に関する講習の実施について （第1号） 31
- 防災管理に関する講習の実施について （第2号） 36

上 下 水 道 局 告 示

- 公共下水道の供用及び下水の処理の開始 （第1号） 40

外 部 監 査 公 表

- 平成30年外部監査公表 （第1号） 48

公 告

- 農業委員会総会の開催公告 （農業委員会） 177

名古屋市告示第73号

事後調査結果中間報告書（工事中）について

名古屋市環境影響評価条例（平成10年名古屋市条例第40号）第29条の2第2項の規定に基づき、事業者からみなとアクルス開発事業に係る事後調査結果中間報告書（工事中）（その1）（以下「事後調査結果中間報告書」という。）の提出がありましたので、同条第6項の規定に基づき、次のとおり告示するとともに、この事後調査結果中間報告書の写しを公衆の縦覧に供します。

平成30年2月14日

名古屋市長 河 村 た か し

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

(1) 東邦ガス株式会社

取締役社長 富成義郎

名古屋市熱田区桜田町19番18号

(2) 東邦不動産株式会社

取締役社長 佐合芳治

名古屋市熱田区桜田町19番18号

(3) 三井不動産株式会社

代表取締役社長 菰田正信

東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号

(4) 三井不動産レジデンシャル株式会社

代表取締役社長 藤林清隆

東京都中央区銀座六丁目17番1号

2 対象事業の名称及び種類

みなとアクルス開発事業

工場又は事業場の建設

3 対象事業の実施予定地

A区域 名古屋市港区港明二丁目の一部及び津金一丁目の一部

B区域 名古屋市港区金川町の一部

C区域 名古屋市港区河口町の一部

4 事後調査結果中間報告書の提出年月日

平成30年 2 月 2 日

5 縦覧の場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所

ア 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課（以下「地域環境対策課」という。）

（名古屋市役所東庁舎 5 階）

イ 名古屋市熱田区神宮三丁目 1 番15号

熱田区役所

ウ 名古屋市港区港明一丁目12番20号

港区役所

エ 名古屋市中区栄一丁目23番13号

名古屋市環境学習センター事務室（以下「環境学習センター」という。）

（伏見ライフプラザ内）

(2) 縦覧期間

平成30年 2 月14日（水）から同月28日（水）まで。ただし、地域環境対策課、熱田区役所及び港区役所にあつては日曜日及び土曜日を、環境学習センターにあつては月曜日を除きます。

(3) 縦覧時間

ア 地域環境対策課、熱田区役所及び港区役所

午前 8 時45分から午後 5 時15分まで

イ 環境学習センター

午前 9 時30分から午後 5 時00分まで

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第74号

名古屋市大高赤塚土地区画整理組合の事業計画の変更認可

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第39条第 1項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可しました。

平成30年 2月15日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 組合の名称
名古屋市大高赤塚土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地
名古屋市緑区倉坂1515番地
- 3 設立認可の年月日
平成24年 3月27日
- 4 変更認可の年月日
平成30年 2月15日

名古屋市住宅都市局都市整備部区画整理課

名古屋市告示第75号

特定計量器定期検査の実施

計量法（平成4年法律第51号）第19条の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を行います。

平成30年2月15日

名古屋市長 河 村 た か し

1 定期検査を行う区域

天白区

2 対象となる特定計量器

計量法第19条に定める特定計量器のうち、非自動はかりであって、ひょう量が300キログラム未満のもの（分銅及びおもりを含む。）。ただし、ひょう量300キログラム以上の非自動はかりを有する事業所で使用するひょう量300キログラム未満のものは除きます。

3 実施の期日及び場所

検 査 日	検 査 場 所
6月1日（金）	八事東小学校（正門：ピロティ）
6月4日（月）	しまだ小学校（東通用門：特別活動室）
6月8日（金）	天白中学校（北西門：地域スポーツセンター事務所）
6月12日（火）	南天白中学校（正門：地域スポーツセンター事務所）
6月14日（木）	原小学校（正門：特別活動室）
6月19日（火）	植田南小学校（北通用門：特別活動室）

ただし、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第2項に基づく申請があった特定計量器の検査場所については、その所在の場所とします。

名古屋市市民経済局市民生活部消費流通課

名古屋市告示第76号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、平成30年2月15日から供用を開始します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から2週間、一般の縦覧に供します。

平成30年2月15日

名古屋市長 河 村 た か し

1 道路の区域変更

道路 の 種類	整理 符号	路 線 名	道 路 の 区 域				摘 要
			区 間	変更 の前 後別	延 長 キロメートル	幅 員 メートル	
市道	A	春里町第3号線	名古屋市千種区春里町1丁目1番の14地先から	前	0.065	5.45	第 1 図 第 附 図
			名古屋市千種区春里町1丁目1番の19地先まで	後	0.065	6.00	
	A	高田汐路町中線	名古屋市瑞穂区高田町5丁目23番地先から	前	0.118	5.45	第 2 図 第 附 図
			名古屋市瑞穂区瑞穂通2丁目16番地先まで	後	0.118	7.27	

2 道路の供用開始

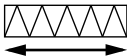
道路 の 種類	整理 番号	路 線 名	区 間	摘 要
市道	1	黒沢台二丁目第3号線	名古屋市緑区黒沢台二丁目317番地先から 名古屋市天白区高島二丁目1408番地先まで	第 3 図 第 附 図

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

第 1 附図



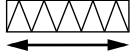
凡 例

 区域変更により道路の幅員を改める部分

第 2 附図



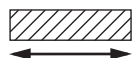
凡 例

 区域変更により道路の幅員を改める部分

第 3 附図



凡 例



道路の供用を開始する部分

名古屋市告示第77号

指定地域密着型サービス事業者の廃止

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第78条の 5第 2項の規定により、指定地域密着型サービス事業者から事業を廃止する旨の届出がありました。

平成30年 2月16日

名古屋市長 河 村 た か し

介護保険事業所番号		2390800189
事業所	名称	オアシスセンター
	所在地	名古屋市瑞穂区豆田町 3丁目11番地の 2
事業者	申請者	セキスイオアシス株式会社
	所在地	名古屋市瑞穂区豆田町 3丁目11番地の 2
	代表者氏名	代表取締役 鈴木英恵
	代表者住所	東京都台東区西浅草三丁目22番 3
廃止年月日		平成29年12月31日
サービスの種類		複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）

介護保険事業所番号		2391200306
事業所	名称	デイサービスすずらん
	所在地	名古屋市南区道德通 3丁目16番地
事業者	申請者	合同会社すずらん
	所在地	名古屋市南区道德通 3丁目16番地
	代表者氏名	代表社員 山田秀清
	代表者住所	愛知県一宮市大和町氏永字中瀬古屋敷 661番地 1
廃止年月日		平成29年11月30日
サービスの種類		地域密着型通所介護

介護保険事業所番号		2391000243
事業所	名称	ミック健康の森長良橋
	所在地	名古屋市中川区四女子町 1丁目18番地
事業者	申請者	株式会社ミック・ジャパン
	所在地	大阪府中央区北久宝寺町三丁目 5番12号
	代表者氏名	代表取締役 貴島博史
	代表者住所	兵庫県西宮市高木西町 8番 1号
廃止年月日		平成29年12月31日
サービスの種類		地域密着型通所介護

介護保険事業所番号		2371503067
事業所	名称	ミック健康の森星ヶ丘
	所在地	名古屋市名東区名東本町78番地
事業者	申請者	株式会社ミック・ジャパン
	所在地	大阪府中央区北久宝寺町三丁目 5番12号
	代表者氏名	代表取締役 貴島博史
	代表者住所	兵庫県西宮市高木西町 8番 1号
廃止年月日		平成29年12月31日
サービスの種類		地域密着型通所介護

介護保険事業所番号		2371302452
事業所	名称	きとうクリニックトレーニングクラブ
	所在地	名古屋市守山区廿軒家14番28号
事業者	申請者	医療法人きとうクリニック
	所在地	名古屋市守山区廿軒家14番40号
	代表者氏名	理事長 鬼頭正人
	代表者住所	名古屋市守山区廿軒家14番40号
廃止年月日		平成29年12月31日
サービスの種類		地域密着型通所介護

介護保険事業所番号		2371601929
事業所	名称	デイサービスセンターなご家名古屋天白サービス
	所在地	名古屋市天白区元八事五丁目 132番地
事業者	申請者	株式会社ノーウェア
	所在地	名古屋市北区萩野通 1丁目 8番地の 1
	代表者氏名	代表取締役 寺井 太佑
	代表者住所	愛知県岡崎市若松町字向山45番地 8
廃止年月日		平成29年12月31日
サービスの種類		地域密着型通所介護

介護保険事業所番号		2370201473
事業所	名称	アヴェニールサポートデイサービス
	所在地	名古屋市東区出来町一丁目 7番12号
事業者	申請者	プージュール合同会社
	所在地	名古屋市北区山田四丁目12番34号
	代表者氏名	代表社員 村田ひとみ
	代表者住所	名古屋市北区山田四丁目10番81号
廃止年月日		平成29年12月28日
サービスの種類		地域密着型通所介護

介護保険事業所番号		2371003514
事業所	名称	デイスペース導夢
	所在地	名古屋市中川区荒子一丁目 175番地
事業者	申請者	株式会社導夢
	所在地	愛知県清須市阿原神門 131番地
	代表者氏名	代表取締役 山田 英樹
	代表者住所	愛知県清須市阿原神門 131番地
廃止年月日		平成29年12月31日
サービスの種類		地域密着型通所介護

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第78号

指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第78条の 2第 1項及び第 115条の12第 1項の規定により、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者として、次のとおり指定しました。

平成30年 2月16日

名古屋市長 河 村 た か し

介護保険事業所番号		2390800270
事業所	名称	グループホームエム・ケア桜山
	所在地	名古屋市瑞穂区駒場町 3丁目 7番地
事業者	申請者	株式会社エム・ケア介護センター
	所在地	名古屋市千種区田代本通 1丁目18番地
	代表者氏名	代表取締役 伊藤佳代子
	代表者住所	名古屋市名東区よもぎ台二丁目 512番地の 2
指定年月日		平成30年 1月 1日
サービスの種類		認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護

介護保険事業所番号		2390800262
事業所	名称	グループホームさんさらな
	所在地	名古屋市瑞穂区山下通 5丁目29番地の 2
事業者	申請者	株式会社ストーン
	所在地	名古屋市守山区川村町 200番地
	代表者氏名	代表取締役 加藤誠志
	代表者住所	名古屋市東区徳川一丁目 712番地

指定年月日	平成30年 1月 1日
サービスの種類	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護

介護保険事業所番号		2391000334
事業所	名称	グループホーム導夢
	所在地	名古屋市中川区吉良町 138番地の 4
事業者	申請者	株式会社導夢
	所在地	名古屋市中川区吉良町 138番地の 4
	代表者氏名	代表取締役 山田英樹
	代表者住所	愛知県清須市阿原神門 131番地
指定年月日		平成30年 1月 1日
サービスの種類		認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護

介護保険事業所番号		2391100217
事業所	名称	グループホームあみーご倶楽部港
	所在地	名古屋市港区七反野二丁目2004番地の 2
事業者	申請者	株式会社センチュリークリエイティブ
	所在地	三重県桑名市松ノ木一丁目10番地の 4
	代表者氏名	代表取締役 湯浅幹之
	代表者住所	名古屋市昭和区南分町 5丁目21番地の 1
指定年月日		平成30年 1月 1日
サービスの種類		認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護

介護保険事業所番号		2391300262
事業所	名称	グループホームしんしろの憩
	所在地	名古屋市守山区新城22番 2号
事業者	申請者	株式会社フロイデ

	所在地	名古屋市港区港楽二丁目 7番 8号
	代表者氏名	代表取締役 下川健
	代表者住所	名古屋市港区港楽二丁目 7番 8号
指定年月日		平成30年 1月 1日
サービスの種類		認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護

介護保険事業所番号		2391100225
事業所	名称	プレミアムグループホームフレンズハウス小川
	所在地	名古屋市港区小川一丁目 105番地
事業者	申請者	社会福祉法人大幸福社会
	所在地	名古屋市港区小川一丁目17番地
	代表者氏名	理事長 奥村文章
	代表者住所	名古屋市中川区広田町 2丁目21番地
指定年月日		平成30年 1月 1日
サービスの種類		認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護

介護保険事業所番号		2390800254
事業所	名称	オアシスセンター
	所在地	名古屋市瑞穂区豆田町 3丁目11番地の 2
事業者	申請者	セキスイオアシス株式会社
	所在地	名古屋市瑞穂区豆田町 3丁目11番地の 2
	代表者氏名	代表取締役 鈴木英恵
	代表者住所	東京都台東区西浅草三丁目22番 3号
指定年月日		平成30年 1月 1日
サービスの種類		小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護

介護保険事業所番号		2391300254
-----------	--	------------

事業所	名称	よってたも〜れ・ひょうたん山
	所在地	名古屋市守山区東山町16番20号
事業者	申請者	特定非営利活動法人介護サービスさくら
	所在地	名古屋市名東区高針荒田1011番地
	代表者氏名	理事長 村居多美子
	代表者住所	愛知県日進市東山一丁目2104番地
指定年月日		平成30年 1月 1日
サービスの種類		複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）

介護保険事業所番号		2390700231
事業所	名称	デイサービスセンターやっとかめ
	所在地	名古屋市昭和区御器所三丁目29番15号
事業者	申請者	合同会社やっとかめ
	所在地	名古屋市昭和区御器所三丁目29番15号
	代表者氏名	代表社員 久保裕児
	代表者住所	名古屋市瑞穂区神前町 1丁目63番地
指定年月日		平成30年 1月 1日
サービスの種類		地域密着型通所介護

介護保険事業所番号		2391300247
事業所	名称	HEALING FOREST心和荘～SHINWASOU～
	所在地	名古屋市守山区大森北一丁目2210番地
事業者	申請者	株式会社サポート22
	所在地	名古屋市守山区大森北二丁目 101番地
	代表者氏名	代表取締役 富田剣道
	代表者住所	名古屋市守山区川東山1418番地の 2
指定年月日		平成30年 1月 1日
サービスの種類		地域密着型通所介護

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第79号

指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第75条第 2 項及び第 115 条の 5 第 2 項の規定により、指定居宅サービス事業所及び指定介護予防サービス事業者から事業を廃止する旨の届出がありました。

平成30年 2月16日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
株式会社エスコポーレーション	訪問介護事業所エース	名古屋市守山区 天子田四丁目 908番地	平成29年 11月 2日	訪問介護 介護予防訪問介護
株式会社HCM	アミカ瑞穂介護センター	名古屋市瑞穂区 惣作町 3丁目 3 番地	平成29年 11月24日	訪問介護 介護予防訪問介護
株式会社HCM	アミカ名古屋南介護センター	名古屋市南区桜 台一丁目16番11 号	平成29年 11月24日	訪問介護 介護予防訪問介護
株式会社HCM	アミカみどり介護センター	名古屋市緑区鳴 海町字中汐田 287番地	平成29年 11月24日	訪問介護 介護予防訪問介護
有限会社花月	ヘルパーステーション花月	名古屋市港区東 海通 3丁目 7番 地	平成29年 11月28日	訪問介護 介護予防訪問介護

スターツケア サービス株式 会社	ケアステーシ ョンきらら桜 山	名古屋市瑞穂区 中山町 6丁目 1 番地の 2	平成29年 11月30日	訪問介護 介護予防訪問介護
株式会社イズ モ企画	おばた訪問介 護サービス	名古屋市守山区 小幡南二丁目18 番14号	平成29年 11月30日	訪問介護 介護予防訪問介護
社会福祉法人 あいち	訪問看護ステ ーションGR IN	名古屋市瑞穂区 直来町 4丁目30 番地の10	平成29年 11月14日	訪問看護 介護予防訪問看護
カルミア株式 会社	訪問看護ステ ーション咲花	名古屋市中村区 岩塚町 4丁目 3 番地の 1	平成29年 11月24日	訪問看護 介護予防訪問看護
医療法人あち は	医療法人あち は訪問看護ス テーション城 北	名古屋市北区大 野町 2丁目23番 地の 3	平成29年 11月30日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社ナコ ー	株式会社ナコ ー栄店	名古屋市中区栄 三丁目10番22号	平成29年 11月10日	福祉用具貸与 介護予防福祉用具 貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉 用具販売
株式会社川上 キカイ	あすふくケア レンタル	名古屋市港区善 進本町 212番地	平成29年 11月29日	福祉用具貸与 介護予防福祉用具 貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉 用具販売
株式会社高齢	エミサン介護	名古屋市中区上	平成29年	福祉用具貸与

者住宅	ショップ上前 津店	前津二丁目 3番 11号	11月27日	介護予防福祉用具 貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉 用具販売
有限会社ナイ ンアンドフォ ー	有限会社ナイ ンアンドフォ ー	名古屋市天白区 福池二丁目 362 番地の 2	平成29年 11月27日	福祉用具貸与 介護予防福祉用具 貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉 用具販売
株式会社ひか り倶楽部	春夏秋冬	名古屋市名東区 牧の里一丁目 1302番地	平成29年 11月30日	通所介護 介護予防通所介護

2 指定介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
合同会社すず らん	デイサービス すずらん	名古屋市南区道 徳通 3丁目16番 地	平成29年 11月 2日	介護予防通所介護
株式会社ミッ ク・ジャパン	ミック健康の 森長良橋	名古屋市中川区 四女子町 1丁目 18番地	平成29年 11月16日	介護予防通所介護
株式会社ミッ ク・ジャパン	ミック健康の 森星ヶ丘	名古屋市名東区 名東本町78番地	平成29年 11月16日	介護予防通所介護
医療法人きと うクリニック	きとうクリニ ックトレーニ ングクラブ	名古屋市守山区 廿軒家14番28号	平成29年 11月22日	介護予防通所介護

株式会社ノーウェア	デイサービスセンターなご家名古屋天白サービス	名古屋市天白区元八事五丁目132番地	平成29年11月24日	介護予防通所介護
プージュール合同会社	アヴェニールサポートデイサービス	名古屋市東区出来町一丁目7番12号	平成29年11月27日	介護予防通所介護
株式会社導夢	デイスペース導夢	名古屋市中川区荒子一丁目175番地	平成29年11月29日	介護予防通所介護

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第80号

指定居宅介護支援事業者の廃止

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第82条第 2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から事業を廃止する旨の届出がありました。

平成30年 2月16日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
ラフテル株式会社	くすの木ケア プランセンター	名古屋市港区宝 神五丁目2214番 地	平成29年 11月 1日	居宅介護支援
株式会社ない すらいふ	居宅介護支援 事業所ナイス ライフ	名古屋市中川区 高畑五丁目 249 番地	平成29年 11月20日	居宅介護支援
株式会社H C M	アミカ瑞穂介 護センター	名古屋市瑞穂区 惣作町 3丁目 3 番地	平成29年 11月24日	居宅介護支援
株式会社H C M	アミカ名古屋 南介護センタ ー	名古屋市南区桜 台一丁目16番11 号	平成29年 11月24日	居宅介護支援
株式会社H C M	アミカみどり 介護センター	名古屋市緑区鳴 海 町 字 中 汐 田 287番地	平成29年 11月24日	居宅介護支援
有限会社花月	花月ケアプラ	名古屋市港区東	平成29年	居宅介護支援

	ンセンター	海通 3丁目 7番 地	11月28日	
医療法人あちは	医療法人あちは 居宅介護支援事業所	名古屋市北区大 野町 2丁目23番 地の 3	平成29年 11月30日	居宅介護支援

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第81号

指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第70条第 1 項及び第 115 条の 2 第 1 項の規定により、指定居宅サービス事業所及び指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定しました。

平成30年 2月16日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
株式会社清和	デイサービス 広路	名古屋市昭和区 川名本町 5 丁目 43 番地の 1	平成30年 1月 1日	通所介護 介護予防通所介護

2 指定居宅サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
有限会社加藤 石材	ヘルパーステ ーションゆか り	名古屋市守山区 桔梗平一丁目 1114 番地	平成30年 1月 1日	訪問介護
合同会社パオ	訪問介護やす らぎ	名古屋市天白区 御前場町52番地 の 2	平成30年 1月 1日	訪問介護

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第82号

指定居宅介護支援事業者の指定

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第79条第 1項の規定により、指定居宅介護支援事業者として、次のとおり指定しました。

平成30年 2月16日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
金洋国際サポート株式会社	居宅介護支援 事業所ノア	名古屋市北区楠 一丁目1721番地	平成30年 1月 1日	居宅介護支援
株式会社エム ズコンサルティング	居宅介護支援 事業所ぬくも りの家	名古屋市西区江 向町 3丁目 7番 地	平成30年 1月 1日	居宅介護支援
合同会社未完	ケアプランセ ンターみかん	名古屋市天白区 元植田一丁目 2222番地	平成30年 1月 1日	居宅介護支援

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第83号

指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第78条の 2第 1項及び第 115条の12第 1項の規定により、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者として、次のとおり指定しました。

平成30年 2月16日

名古屋市長 河 村 た か し

介護保険事業所番号		2390600167
事業所	名称	グループホーム咲花 新栄
	所在地	名古屋市中区新栄二丁目42番15号
事業者	申請者	カルミア株式会社
	所在地	名古屋市西区上名古屋二丁目 1番 7号
	代表者氏名	代表取締役 川合美幸
	代表者住所	名古屋市西区香呑町 5丁目 9番地の 4
指定年月日		平成30年 2月 1日
サービスの種類		認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第84号

指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の廃止

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第78条の 5第 2項及び第 115条の15第 2項の規定により、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者から事業を廃止する旨の届出がありました。

平成30年 2月16日

名古屋市長 河 村 た か し

介護保険事業所番号		2390600076
事業所	名称	グループホームフレンズハウス新栄
	所在地	名古屋市新栄二丁目42番15号
事業者	申請者	株式会社アイコーメディカル
	所在地	愛知県小牧市高根 1丁目 200番地
	代表者氏名	代表取締役 加藤弥生
	代表者住所	愛知県北名古屋市六ツ師道毛 168番地の 2
廃止年月日		平成30年 1月31日
サービスの種類		認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市教育委員会告示第3号

名古屋市立小学校の通学区域の変更について

名古屋市立なごや小学校及び名古屋市立榎小学校の通学区域の変更について
次のように定め、平成30年4月1日から施行します。

平成30年2月13日

名古屋市教育委員会教育長 杉 崎 正 美

次の区域を名古屋市立なごや小学校の通学区域から除き、名古屋市立榎小学校の通学区域に加える。

名古屋市西区浅間二丁目801番の1、801番の2、801番の3、901番の1、
901番の2、901番の3、901番の5、902番、902番の1、903番、904番、
906番、907番、915番の2の各地番

名古屋市教育委員会事務局総務部教育環境計画室

名古屋市消防局告示第1号

防火管理に関する講習の実施について

消防法施行令（昭和36年政令第37号）第3条第1項第1号イに規定する甲種防火対象物の防火管理に関する講習（以下「甲種防火管理講習」という。）及び同項第2号イに規定する乙種防火対象物の防火管理に関する講習（以下「乙種防火管理講習」という。）は、次のとおり実施します。

平成30年2月16日

名古屋市消防長 木 全 誠 一

1 日時、場所及び定員

(1) 甲種防火管理講習

ア 甲種防火管理新規講習

区 分	講 習 日	講 習 時 間	講 習 場 所	定 員
第1回	平成30年4月18日（水） 及び同月19日（木）	第1日目 午前9時30分から 午後4時10分まで	名古屋市中区 栄一丁目23番 13号伏見ライ フプラザ6階 防火管理研修 センター	各回 322名
第2回	平成30年5月17日（木） 及び同月18日（金）	第2日目 午前9時30分から 午後4時30分まで		
第3回	平成30年6月2日（土） 及び同月3日（日）			
第4回	平成30年6月25日（月） 及び同月26日（火）			
第5回	平成30年7月19日（木） 及び同月20日（金）			
第6回	平成30年8月24日（金） 及び同月25日（土）			
第7回	平成30年9月12日（水） 及び同月13日（木）			
第8回	平成30年10月23日（火） 及び同月24日（水）			
第9回	平成30年11月19日（月） 及び同月20日（火）			

第10回	平成30年12月17日（月） 及び同月18日（火）		
第11回	平成31年1月19日（土） 及び同月20日（日）		
第12回	平成31年2月4日（月） 及び同月5日（火）		
第13回	平成31年3月4日（月） 及び同月5日（火）		

イ 甲種防火管理再講習

区 分	講 習 日	講 習 時 間	講 習 場 所	定 員
第 1 回	平成30年4月17日（火）	午後1時20分から 午後4時10分まで	名古屋市中区 栄一丁目23番 13号伏見ライ フプラザ6階 防火管理研修 センター	各回 48 名
第 2 回	平成30年5月31日（木）			
第 3 回	平成30年6月13日（水）			
第 4 回	平成30年7月13日（金）			
第 5 回	平成30年8月9日（木）			
第 6 回	平成30年9月10日（月）			
第 7 回	平成30年10月9日（火）			
第 8 回	平成30年12月19日（水）			
第 9 回	平成31年1月15日（火）			
第10回	平成31年2月8日（金）			
第11回	平成31年3月11日（月）			

(2) 乙種防火管理講習

区 分	講 習 日	講 習 時 間	講 習 場 所	定 員
第 1 回	平成30年4月16日（月）	午前9時30分から 午後4時30分まで	名古屋市中区 栄一丁目23番 13号伏見ライ フプラザ6階 防火管理研修 センター	各回 187 名
第 2 回	平成30年5月22日（火）			
第 3 回	平成30年7月1日（日）			
第 4 回	平成30年9月5日（水）			
第 5 回	平成30年10月26日（金）			
第 6 回	平成30年12月1日（土）			
第 7 回	平成31年2月28日（木）			

2 受講申込手続

(1) 申込期間、申込先等

ア 甲種防火管理講習

(ア) 甲種防火管理新規講習

区 分	申 込 期 間	申 込 時 間	申 込 先
第 1 回	平成30年 2 月16日（金）から 同年 4 月 8 日（日）まで	午前 8 時45分から 午後 5 時15分まで	名古屋市消防 局予防部予防 課並びに市内 各消防署及び 消防署出張所
第 2 回	平成30年 2 月16日（金）から 同年 5 月 7 日（月）まで		
第 3 回	平成30年 2 月16日（金）から 同年 5 月23日（水）まで		
第 4 回	平成30年 2 月16日（金）から 同年 6 月15日（金）まで		
第 5 回	平成30年 2 月16日（金）から 同年 7 月 9 日（月）まで		
第 6 回	平成30年 2 月16日（金）から 同年 8 月14日（火）まで		
第 7 回	平成30年 2 月16日（金）から 同年 9 月 2 日（日）まで		
第 8 回	平成30年 2 月16日（金）から 同年10月13日（土）まで		
第 9 回	平成30年 2 月16日（金）から 同年11月 9 日（金）まで		
第10回	平成30年 2 月16日（金）から 同年12月 7 日（金）まで		
第11回	平成30年 2 月16日（金）から 平成31年 1 月 9 日（水）まで		
第12回	平成30年 2 月16日（金）から 平成31年 1 月25日（金）まで		
第13回	平成30年 2 月16日（金）から 平成31年 2 月22日（金）まで		

(イ) 甲種防火管理再講習

区 分	申 込 期 間	申 込 時 間	申 込 先
第 1 回	平成30年 2 月16日（金）から 同年 4 月 7 日（土）まで	午前 8 時45分から 午後 5 時15分まで	名古屋市消防 局予防部予防 課並びに市内 各消防署及び
第 2 回	平成30年 2 月16日（金）から 同年 5 月21日（月）まで		

第3回	平成30年2月16日（金）から 同年6月3日（日）まで	消防署出張所
第4回	平成30年2月16日（金）から 同年7月3日（火）まで	
第5回	平成30年2月16日（金）から 同年7月30日（月）まで	
第6回	平成30年2月16日（金）から 同年8月31日（金）まで	
第7回	平成30年2月16日（金）から 同年9月29日（土）まで	
第8回	平成30年2月16日（金）から 同年12月9日（日）まで	
第9回	平成30年2月16日（金）から 平成31年1月5日（土）まで	
第10回	平成30年2月16日（金）から 平成31年1月29日（火）まで	
第11回	平成30年2月16日（金）から 平成31年3月1日（金）まで	

イ 乙種防火管理講習

区 分	申 込 期 間	申 込 時 間	申 込 先
第1回	平成30年2月16日（金）から 同年4月6日（金）まで	午前8時45分から 午後5時15分まで	名古屋市消防 局予防部予防 課並びに市内 各消防署及び 消防署出張所
第2回	平成30年2月16日（金）から 同年5月12日（土）まで		
第3回	平成30年2月16日（金）から 同年6月21日（木）まで		
第4回	平成30年2月16日（金）から 同年8月26日（日）まで		
第5回	平成30年2月16日（金）から 同年10月16日（火）まで		
第6回	平成30年2月16日（金）から 同年11月21日（水）まで		
第7回	平成30年2月16日（金）から 平成31年2月18日（月）まで		

(2) 申込方法

ア 名古屋市消防局予防部予防課並びに市内各消防署及び消防署出張所に
備付けの受講申込書に必要事項を記入し、直接お申込みください。

イ 申込みに際しては、写真（申込み前6箇月以内に撮影した無帽、正面

上三分身の縦4センチメートル、横3センチメートルのもの) 2枚を持参してください。

ウ 甲種防火管理再講習の申込みに際しては、甲種防火管理講習の修了証を持参してください。

(3) その他

申込期間中でも定員になり次第、受講申込みの受付を締め切ります。

3 手数料

(1) 甲種防火管理新規講習

2,000円

(2) 甲種防火管理再講習

1,500円

(3) 乙種防火管理講習

1,500円

名古屋市消防局予防部予防課

名古屋市消防局告示第2号

防災管理に関する講習の実施について

消防法施行令（昭和36年政令第37号）第47条第1項第1号に規定する防災管理対象物の防災管理に関する講習は、次のとおり実施します。

平成30年2月16日

名古屋市消防長 木 全 誠 一

1 日時、場所及び定員

(1) 防災管理新規講習

区 分	講 習 日	講 習 時 間	講 習 場 所	定 員
第1回	平成30年5月14日（月）	午前9時30分から 午後4時00分まで	名古屋市中区 栄一丁目23番 13号伏見ライ フプラザ6階 防火管理研修 センター	各回 187名
第2回	平成30年10月2日（火）			
第3回	平成31年2月7日（木）			

(2) 防災管理再講習

区 分	講 習 日	講 習 時 間	講 習 場 所	定 員
第1回	平成30年5月8日（火）	午後1時30分から 午後4時00分まで	名古屋市中区 栄一丁目23番 13号伏見ライ フプラザ6階 防火管理研修 センター	各回 48名
第2回	平成30年9月28日（金）			
第3回	平成31年2月13日（水）			

(3) 甲種防火管理新規講習及び防災管理新規講習を併せて実施する講習

区 分	講 習 日	講 習 時 間	講 習 場 所	定 員
第1回	平成30年4月23日（月） 及び同月24日（火）	午前9時15分から 午後5時15分まで	名古屋市中区 栄一丁目23番	各回 322名

第 2 回	平成30年 5 月28日（月） 及び同月29日（火）	13号伏見ライ フプラザ 6 階 防火管理研修 センター	
第 3 回	平成30年 6 月18日（月） 及び同月19日（火）		
第 4 回	平成30年 8 月 7 日（火） 及び同月 8 日（水）		
第 5 回	平成30年10月18日（木） 及び同月19日（金）		
第 6 回	平成30年12月 8 日（土） 及び同月 9 日（日）		
第 7 回	平成31年 2 月25日（月） 及び同月26日（火）		

(4) 甲種防火管理再講習及び防災管理再講習を併せて実施する講習

区 分	講 習 日	講 習 時 間	講 習 場 所	定 員
第 1 回	平成30年 5 月21日（月）	午後 1 時30分から 午後 5 時10分まで	名古屋市中区 栄一丁目23番 13号伏見ライ フプラザ 6 階 防火管理研修 センター	各回 187 名
第 2 回	平成30年 8 月22日（水）			
第 3 回	平成30年11月27日（火）			
第 4 回	平成31年 2 月21日（木）			

2 受講申込手続

(1) 申込期間、申込先等

ア 防災管理新規講習

区 分	申 込 期 間	申 込 時 間	申 込 先
第 1 回	平成30年 2 月16日（金）から 同年 5 月 4 日（金）まで	午前 8 時45分から 午後 5 時15分まで	名古屋市消防 局予防部予防 課並びに市内 各消防署及び 消防署出張所
第 2 回	平成30年 2 月16日（金）から 同年 9 月22日（土）まで		
第 3 回	平成30年 2 月16日（金）から 平成31年 1 月28日（月）まで		

イ 防災管理再講習

区 分	申 込 期 間	申 込 時 間	申 込 先
第 1 回	平成30年 2 月16日（金）から 同年 4 月28日（土）まで	午前 8 時45分から 午後 5 時15分まで	名古屋市消防 局予防部予防 課並びに市内 各消防署及び
第 2 回	平成30年 2 月16日（金）から 同年 9 月18日（火）まで		

第3回	平成30年2月16日（金）から 平成31年2月3日（日）まで	消防署出張所
-----	-----------------------------------	--------

ウ 甲種防火管理新規講習及び防災管理新規講習を併せて実施する講習

区 分	申 込 期 間	申 込 時 間	申 込 先
第1回	平成30年2月16日（金）から 同年4月13日（金）まで	午前8時45分から 午後5時15分まで	名古屋市消防 局予防部予防 課並びに市内 各消防署及び 消防署出張所
第2回	平成30年2月16日（金）から 同年5月18日（金）まで		
第3回	平成30年2月16日（金）から 同年6月8日（金）まで		
第4回	平成30年2月16日（金）から 同年7月28日（土）まで		
第5回	平成30年2月16日（金）から 同年10月8日（月）まで		
第6回	平成30年2月16日（金）から 同年11月28日（水）まで		
第7回	平成30年2月16日（金）から 平成31年2月15日（金）まで		

エ 甲種防火管理再講習及び防災管理再講習を併せて実施する講習

区 分	申 込 期 間	申 込 時 間	申 込 先
第1回	平成30年2月16日（金）から 同年5月11日（金）まで	午前8時45分から 午後5時15分まで	名古屋市消防 局予防部予防 課並びに市内 各消防署及び 消防署出張所
第2回	平成30年2月16日（金）から 同年8月12日（日）まで		
第3回	平成30年2月16日（金）から 同年11月17日（土）まで		
第4回	平成30年2月16日（金）から 平成31年2月11日（月）まで		

(2) 申込方法

ア 名古屋市消防局予防部予防課並びに市内各消防署及び消防署出張所に
備付けの受講申込書に必要事項を記入し、直接お申込みください。

イ 申込みに際しては、写真（申込み前6箇月以内に撮影した無帽、正面
上三分身の縦4センチメートル、横3センチメートルのもの）2枚を持
参してください。

ウ 防災管理再講習並びに甲種防火管理再講習及び防災管理再講習を併せ

て実施する講習の申込みに際しては、該当する講習の修了証を持参してください。

(3) その他

申込期間中でも定員になり次第、受講申込みの受付を締め切ります。

3 手数料

(1) 防災管理新規講習

1,500円

(2) 防災管理再講習

1,500円

(3) 甲種防火管理新規講習及び防災管理新規講習を併せて実施する講習

2,000円

(4) 甲種防火管理再講習及び防災管理再講習を併せて実施する講習

1,500円

名古屋市消防局予防部予防課

名古屋市上下水道局告示第1号

公共下水道の供用及び下水の処理を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、平成30年2月14日から2週間名古屋市上下水道局経営本部営業部給排水設備課及び名古屋市上下水道局経営本部営業部営業所において一般の縦覧に供する。

平成30年2月13日

名古屋市上下水道局長 丹 羽 吉 彦

- 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する日
平成30年3月1日
- 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域並びに下水の処理を行う終末処理場の位置及び名称

公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域				終末処理場の位置及び名称
区 名	町 名	字 ・ 丁 目	摘 要	
中川区	荒 子 町	大門東 宮窓	一部	中川区中須町 名古屋市上下水道局打出 水処理センター
	富 田 町	榎津・下松下道	〃	〃
緑 区	姥 子 山 三 丁 目		〃	緑区浦里五丁目 名古屋市上下水道局鳴海 水処理センター
	浦 里 一 丁 目		〃	〃
	大 高 町	大根山	〃	〃
	大 根 山 二 丁 目		〃	〃
	亀 が 洞 三 丁 目		〃	〃
	鳴 海 町	姥子山	〃	〃

--	--	--	--	--

3 供用を開始する排水施設の位置

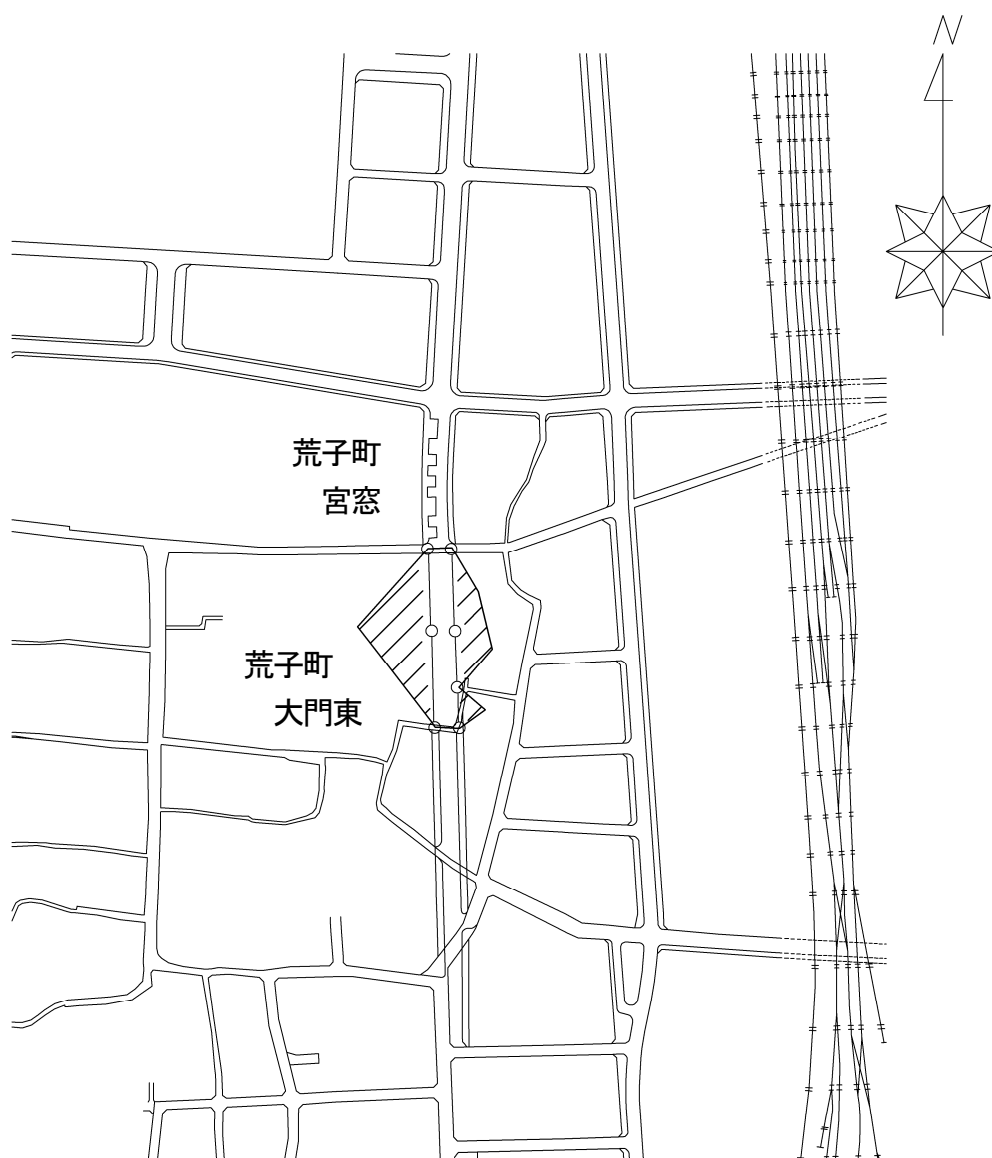
別添図面のとおり

4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別

合流式	中川区
分流式	緑区

排水施設の位置図

中川区（合流式）No. 1



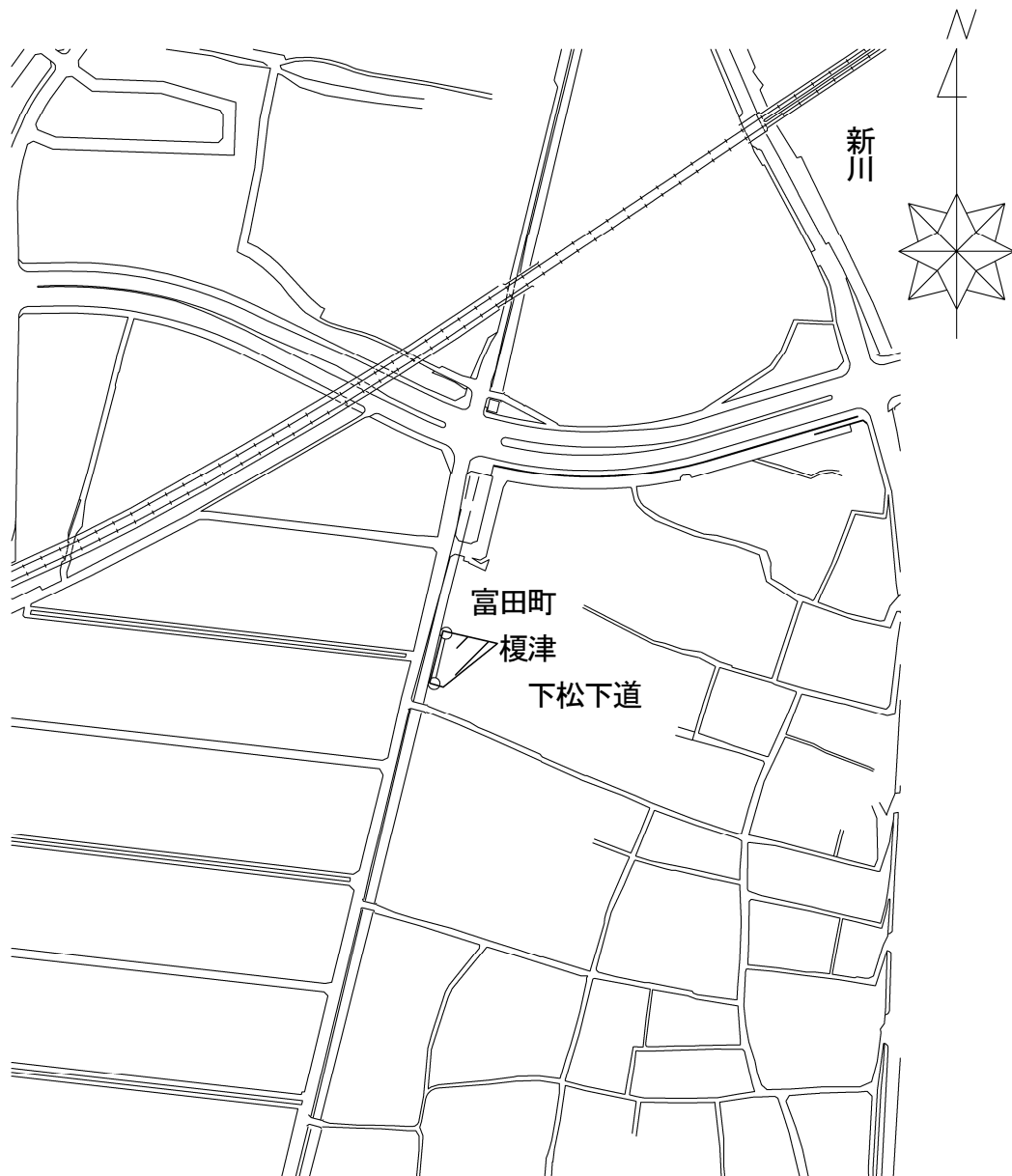
供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

中川区（合流式）No. 2



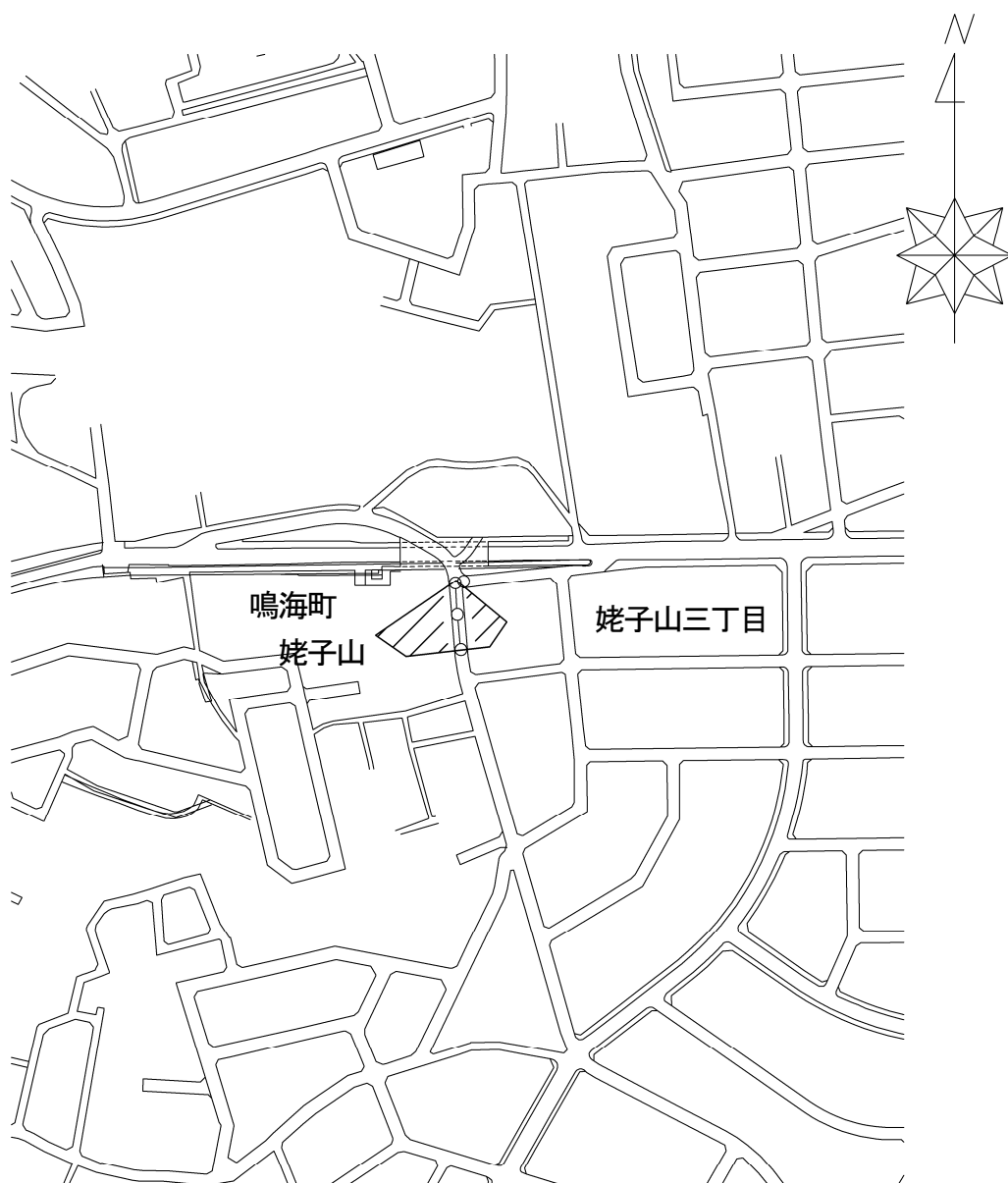
供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

緑区（分流式）No. 1



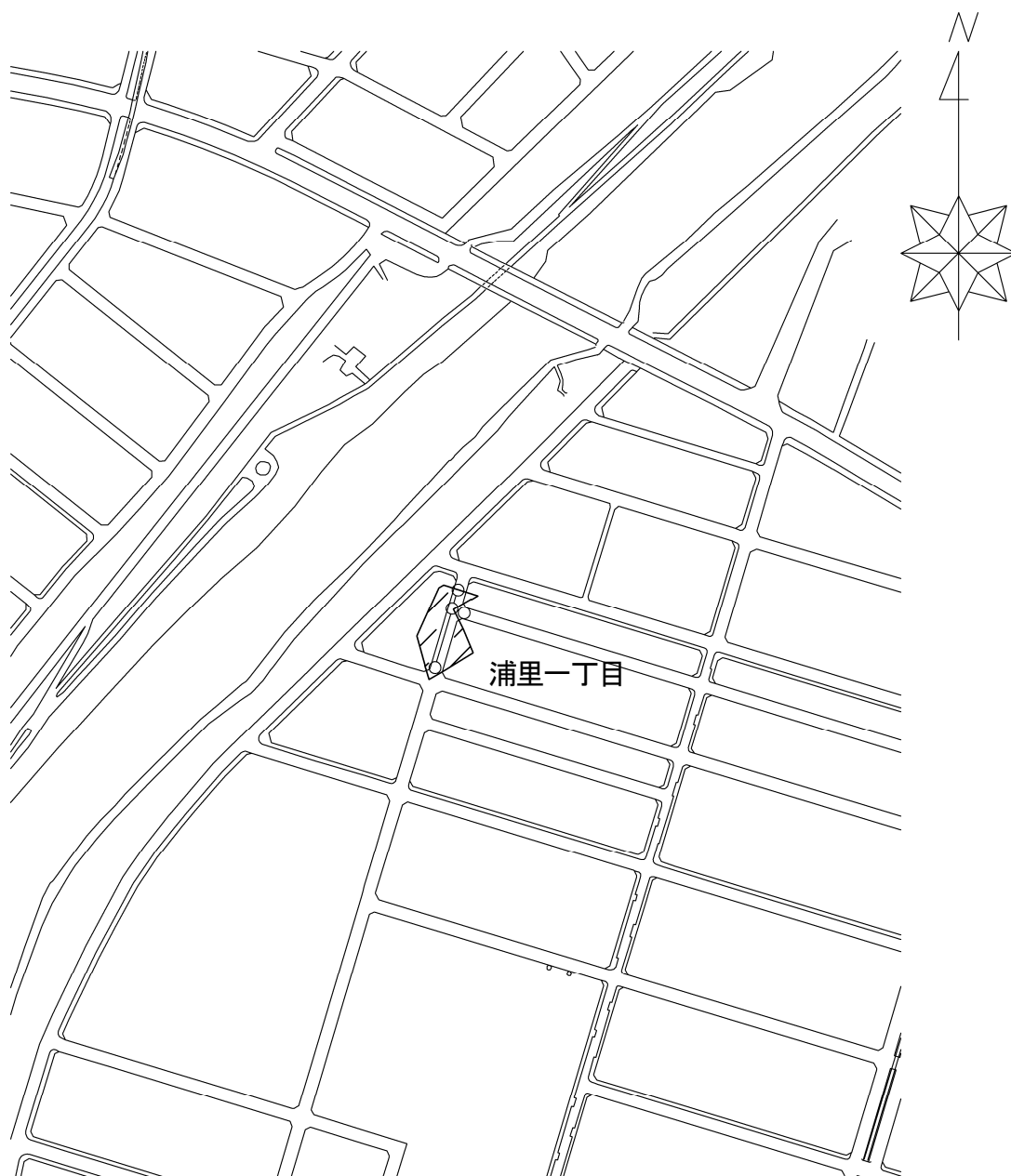
供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

緑区（分流式）No. 2



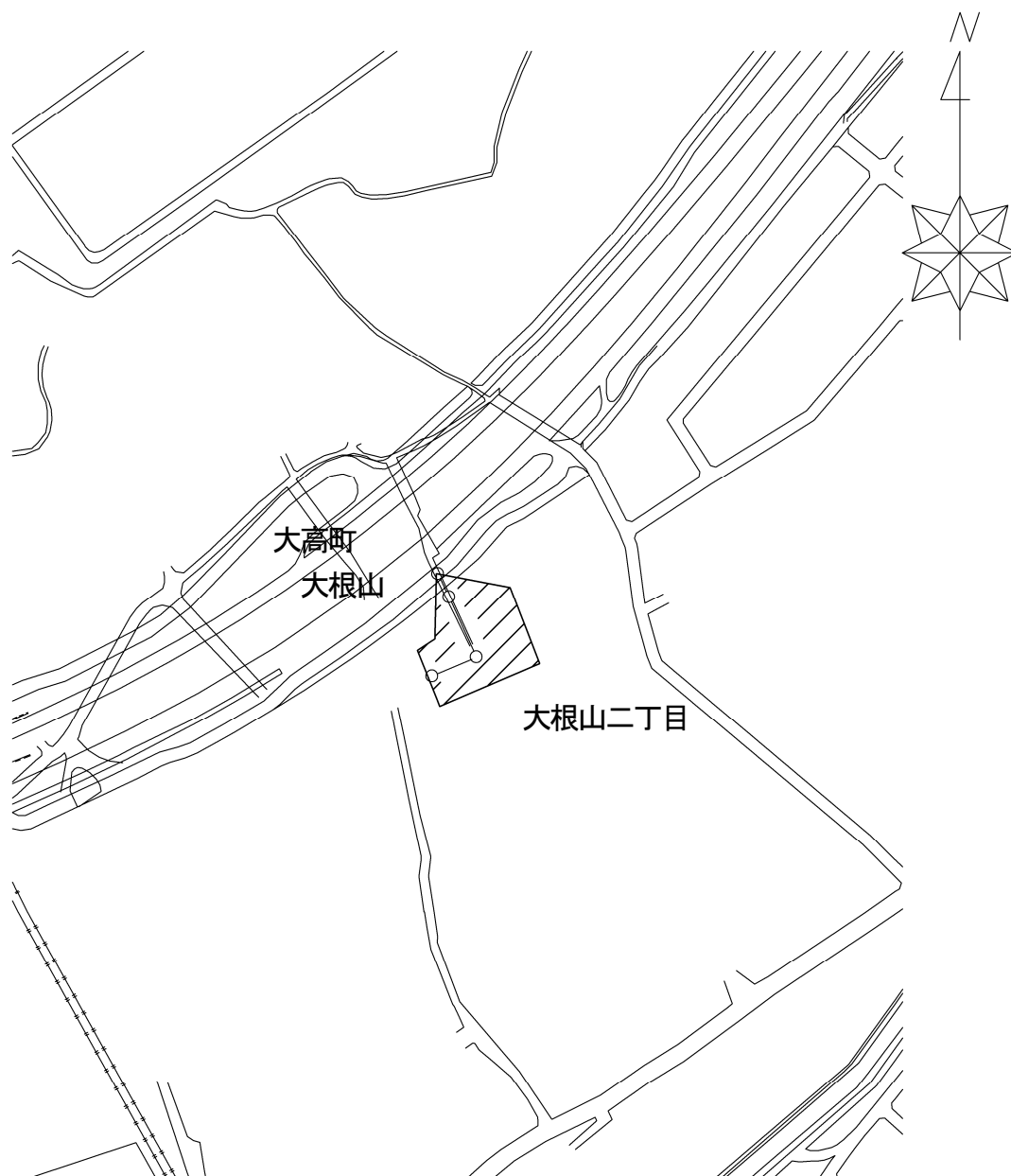
供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

緑区（分流式）No. 3



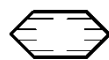
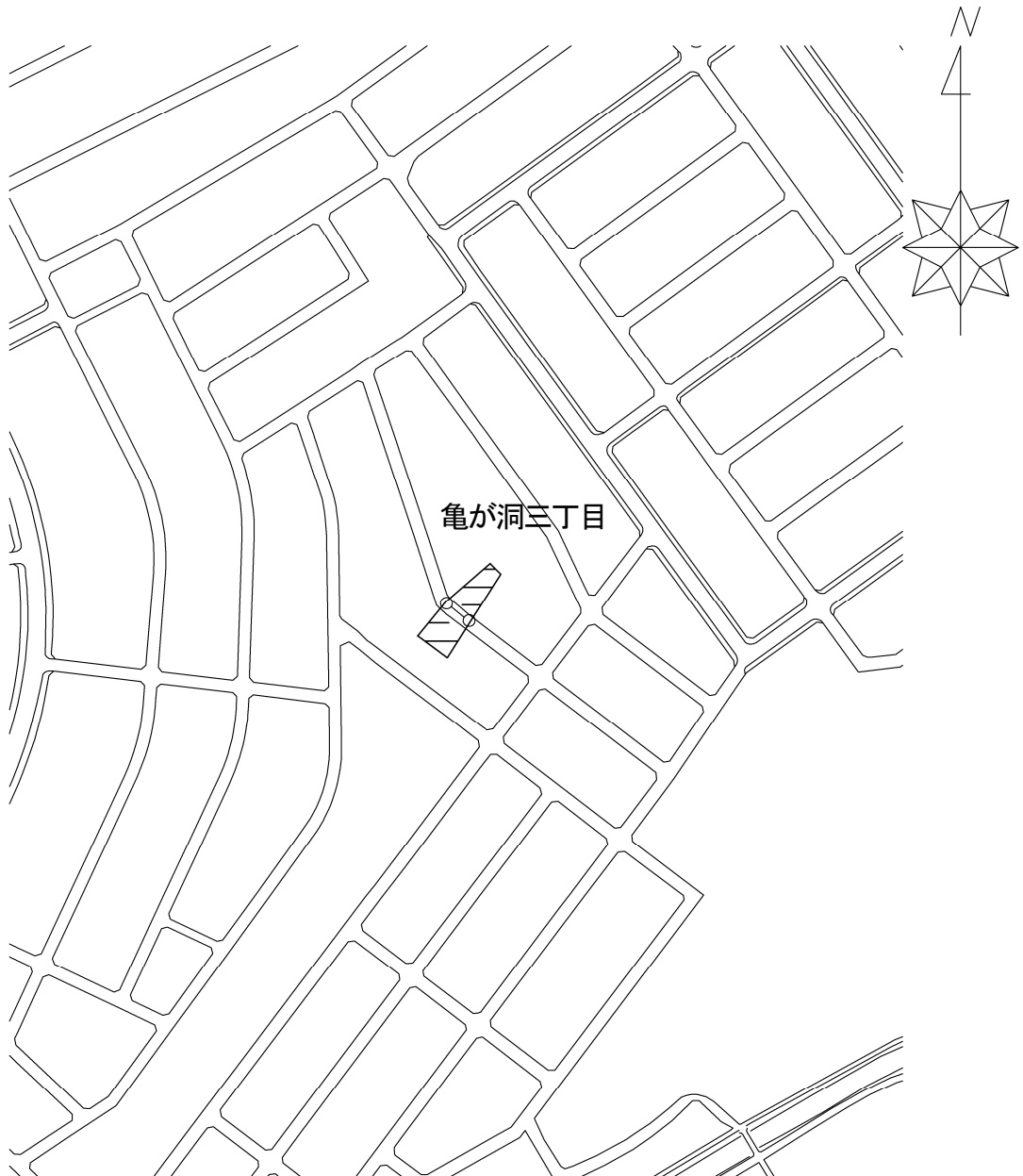
供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

緑区（分流式）No. 4



供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道

平成30年外部監査公表第 1 号

外部監査人湯本秀之から包括外部監査の結果に関する報告の提出があったので、地方自治法第 252 条の38第 3 項の規定により公表します。

平成30年 2 月15日

名古屋市監査委員	藤 沢 ただまさ
同	岡 本 やすひろ
同	黒 川 和 博
同	小 川 令 持

平成29年度

包 括 外 部 監 査 の 結 果 報 告 書

市 立 高 等 学 校 の 管 理 ・ 運 営 等

に 係 る 財 務 事 務 の 執 行 に つ い て

名古屋市包括外部監査人
公認会計士 湯 本 秀 之

目次

第 1	外部監査の概要.....	1
1	外部監査の種類.....	1
2	選定した特定の事件（テーマ）.....	1
3	事件を選定した理由.....	1
4	外部監査の対象期間.....	2
5	外部監査の方法.....	3
	(1) 監査の視点.....	3
	(2) 主な監査手続.....	4
	(3) 監査対象.....	4
6	外部監査の実施期間.....	5
7	外部監査人補助者.....	5
第 2	市立高等学校の概要.....	6
1	市立高等学校の沿革.....	6
2	市内中学校卒業生徒数の推移と生徒ニーズの状況.....	7
3	市内の高等学校数及び生徒数.....	8
4	市立高等学校の入試倍率の推移.....	9
5	市立高等学校の配置.....	11
6	市立高等学校の歳入歳出決算額について.....	12
7	学校徴収金について.....	14
8	魅力ある市立高等学校づくり推進基本計画.....	16
9	学校施設の再整備計画について.....	17
10	教育委員会の組織.....	20
第 3	入学準備金制度及び奨学金制度の債権管理.....	21
1	入学準備金制度の概要.....	21
2	奨学金制度の概要.....	22
3	入学準備金及び奨学金の債権返還状況.....	23

第 4 外部監査の結果（共通事項）	26
1 歳入関係	26
(1) 入学料免除の領収書（控）について	26
(2) PTA会が負担する自動販売機の電気料金の事務手続きについて	31
(3) 自動販売機電気料及び空調機器の電気料の請求期間について	32
2 学校徴収金関係	34
(1) 学校徴収金の購入（支出）伺い書について	34
(2) 学校徴収金に関する内部監査の範囲について	36
3 物品関係	38
(1) 備品管理について	38
(2) 毒物及び劇物管理について	40
(3) 不明図書について	41
4 特殊勤務手当	45
第 5 外部監査の結果（個別事項）	47
1 各高等学校の個別事項	47
(1) 向陽高校	47
(2) 菊里高校	52
(3) 桜台高校	59
(4) 北高校	67
(5) 緑高校	71
(6) 富田高校	76
(7) 山田高校	79
(8) 名東高校	82
(9) 西陵高校	88
(10) 名古屋商業高校	94
(11) 若宮商業高校	99
(12) 工業高校	106
(13) 工芸高校	110
(14) 中央高校	115
第 6 利害関係	124

- ・ 報告書中の数値は、端数処理の関係で、総額と内訳の合計とが一致していない場合がある。
- ・ 外部監査の結果のうち、合规性、正確性に関して指摘した事項については（指摘）として表記し、経済性、効率性、有効性に関して意見を述べた事項については（意見）として表記している。

第 1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第 252条の37第 1項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

市立高等学校の管理・運営等に係る財務事務の執行について

3 事件を選定した理由

市立高等学校は、明治17年の名古屋商業学校設立以来、名古屋市域の要請に応える人材や中京工業地帯の産業の発展を支える人材など、名古屋の発展を支え、市民生活の向上に貢献しうる、有為な人材を育成するという役割を担ってきた。名古屋市内にある国公立高等学校36校（平成28年 5月現在）のうち、市立高等学校は14校を占め、毎年の市立中学校卒業者の進路選択肢として、大きな役割を果たしている。

科学技術の急速な発展、産業構造の変化、国際化、少子高齢化など、高等学校を取り巻く社会の状況は大きく変化しているが、そうした中、名古屋市教育委員会においては、平成23年度に魅力ある高等学校づくり推進研究協議会を設置し、同協議会における議論等を踏まえ平成25年 2月には「魅力ある市立高等学校づくり推進基本計画」を策定している。この計画では、中学生や保護者の多様なニーズに対応するため、特色ある普通科高校づくり、専門学科高校の充実、学校間連携・高大連携の拡充などに取り組むこと、地域や関係諸機関などとの連携を積極的に進めること、同窓会からの協力等を名古屋市教育基金に組み入れ、それを活用して効率的な計画の推進を図ることなどを掲げている。

市の平成27年度決算における教育費は約 779億円であり、そのうち項別では小学校費が約 236億円（権限移譲以前であり、県費負担教職員給与費は含まない。）で最も多く、高等学校費が約 111億円と続いているが、市の小学校数

（263校）及び高等学校数（14校）を考慮すると、一校当たり多額の公費を支出する市立高等学校の管理・運営等に着目した。

社会的に少子化が進行する中で、市の統計資料によると市立高等学校の生徒数は、ほぼ横ばいと堅調に推移していることから、今後も管理運営に対する一定の市の負担は必要とされる一方、施設の老朽化等の諸課題への対応に係る経費を要するため、より一層の効率的かつ効果的な管理・運営が求められることと思料される。

また、全国的に生徒に対する貸与型奨学金の返済滞納が話題になる中、市では、翌年度に県内の高等学校へ入学を希望し一定の所得要件を満たす者に対して入学時に必要な学資を入学準備金として貸与している（平成27年度の実績で312人に対し総額 9,360万円）。この入学準備金の累計未収額を確認すると、平成27年度決算においては約 2,655万円と前年に比べ約 250万円増加しており、この債権管理についても昨今の課題であると見受けられる。

さらに、他の都道府県の一部の高等学校において、教材料等の名目で保護者等から集める学校徴収金の不適切な取扱いが発生したことは記憶に新しいところである。このため、市立高等学校の職員が管理する保護者等からの学校徴収金についての管理状況についても監査する必要があるものと思料される。

以上のような観点により、市立高等学校の管理・運営等に係る財務事務の執行について検討することは有意義であると判断し、市民の関心も高いと思われることから、監査のテーマに選定する。

4 外部監査の対象期間

平成28年度及び必要に応じ遡及する年度並びに一部平成29年度

5 外部監査の方法

(1) 監査の視点

市立高等学校の管理・運営等に係る財務事務の執行について、主な監査の視点は次のとおりである。

ア 市立高等学校において、授業料等の歳入の受け入れの手続きが、関係する法令、条例、教育委員会が定める基準等に準拠しているか、適切に実施されているか（合規性、正確性、経済性、効率性、有効性）。

イ 市立高等学校において、歳出である学校管理費の支出の手続きが、関係する法令、条例、教育委員会が定める基準等に準拠しているか、適切に実施されているか（合規性、正確性、経済性、効率性、有効性）。

ウ 歳入歳出外の学校徴収金の管理状況が、教育委員会が定める基準等に準拠しているか、適切に実施されているか（合規性、正確性、経済性、効率性、有効性）。

エ 入学準備金や奨学金の債権管理が、関係する法令、条例、市の定める債権管理の手引き等に準拠して適切に実施されているか（合規性、正確性、経済性、効率性、有効性）。

オ 市立高等学校の現場において管理されている毒劇物等の保管状況をはじめとして、物品が市の定める物品会計事務手引き等に準拠して適切に処理されているか（合規性、正確性、経済性、効率性）。

(2) 主な監査手続

ア 市立高等学校の現場において、関連書類一式を閲覧し、合規性、正確性、経済性、効率性、有効性の検証のため、関連規則等との照合を実施した。

イ 入学準備金及び奨学金の債権の管理状況について、合規性、正確性、経済性、効率性、有効性の検証のため、どのような事務処理等がなされているかについて、担当部署に対するヒアリング及び関連書類の調査、分析等を行った。

ウ 市立高等学校すべての現場視察を行い、物品の管理状況や施設の老朽化対策などを関係者に質問した。

(3) 監査対象

ア 監査対象項目

本監査では、市の歳入である市立高等学校の授業料、入学料、入学検定料、弁償金、その他施設使用料と、歳出である学校管理費、さらに、歳入歳出外であるものの、市立高等学校で収支の管理を実施する学校徴収金を対象に加えている。また、市独自の貸付制度である入学準備金及び奨学金の債権の管理や、現物管理の観点から、市立高等学校における物品の管理を、施設の老朽化の観点から、校舎等の施設の保全についても監査の対象とした。

イ 監査対象部署

本監査の対象とした市立高等学校に係る所管部課等は、次表のとおりである。

部局名等	課名等
教育委員会事務局 総務部	総務課
	企画経理課
	学事課
	学校整備課
教育委員会事務局 学校教育部	指導室
	教職員課
教育委員会事務局	市立高等学校 全14校

6 外部監査の実施期間

自 平成29年 5月10日 至 平成30年 2月 5日

7 外部監査人補助者

相 宮 秀 紀（公認会計士）
村 瀬 俊 宏（公認会計士）
山 本 あつ美（公認会計士）
牧 村 一 輝（公認会計士）
赤 塚 法 生（公認会計士）
長 野 友 憲（公認会計士）
梶 岡 芙 美（公認会計士）
山 田 麻 登（弁 護 士）

第 2 市立高等学校の概要

1 市立高等学校の沿革

市立高等学校（なお、各高等学校の名称を表現するときは、高等学校を「高校」と略す。）の沿革は図表 2-1のとおりである。

図表 2-1 市立高等学校の沿革

課程	現高等学校名	現大学科	創立年	創立時の校名等
全 日 制	名古屋商業	商業	明治17年	名古屋商業学校
	菊里	普通、音楽	明治29年	名古屋高等女学校
	向陽	普通	大正元年	名古屋市立第二高等女学校
	工芸	工業	大正 6年	名古屋市立工芸学校
	西陵	総合	大正 8年	名古屋市立第二商業学校
	桜台	普通、ファッション文化	大正13年	名古屋市立第三商業学校
	工業	工業	昭和11年	名古屋市立機械専修学校
	北	普通	昭和38年	
	若宮商業	商業	昭和38年	
	緑	普通	昭和44年	
	富田	普通	昭和49年	
	山田	普通	昭和53年	
	名東	普通 国際英語	昭和59年	
定 時 制	中央（夜間）	普通、商業	昭和16年	名古屋市立前津商業学校
	工業	工業	昭和23年	
	中央（昼間）	普通	平成11年	

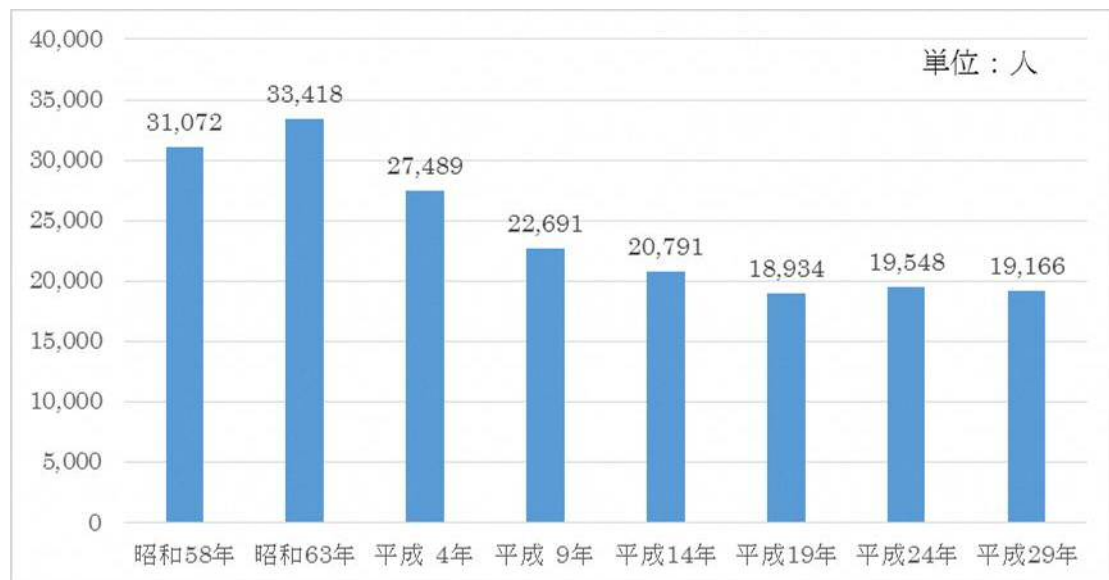
出典：教育委員会「魅力ある市立高等学校づくり推進基本計画」平成25年 2月

戦前は主に実学中心に、戦後の新制高等学校の発足以後は、地域住民の要請等により、北高校、緑高校などの普通科高校が設置されてきた。その結果として、普通科、商業科、工業科、総合学科、定時制と様々な学科・課程を設置する高等学校を市は抱えている。

2 市内中学校卒業生徒数の推移と生徒ニーズの状況

昭和63年をピークに市内中学校の卒業生徒数は大幅に減少してきており、平成29年ではピーク時の約57%となっている。

図表 2-2 市内中学校卒業生徒数の推移



出典：教育委員会資料

また、中学 3年生を対象にした12月実施の進路希望調査（第 1希望のみで集計）に基づくと、図表 2-3のとおり、商業科を希望する生徒の割合が他の学科に比べて低い数値で推移し、特にこの 2年間では 100%を下回る状況となっている。

図表 2-3 定員に対する学科別希望者の割合の推移（市立高等学校関係分）



出典：教育委員会資料

3 市内の高等学校数及び生徒数

平成28年 5月現在における市内の高等学校数及び生徒数は図表 2-4のとおりである。

図表 2-4 市内の高等学校数及び生徒数

区分	学校数（校）	生徒数（人）
私立	27	34,799
県立	21	20,271
市立	14	12,869
国立	1	358
合計	63	68,297

出典：愛知県「平成28年度あいちの教育統計」

市立高等学校の占める割合は、生徒数の比率で約19%（12,869人／68,297人）である。また、市内の国公立だけの生徒数の比率では、市立高等学校の占める割合は約38%（12,869人／33,498人）である。

4 市立高等学校の入試倍率の推移

市立高等学校の募集に関連して、入試倍率（志願者人数／募集人数）の過去5年間の推移は次のとおりである。

図表 2-5 全日制の入試倍率の推移

高校	学科名	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
向陽	普通	2.50	2.52	2.33	2.63	2.53
	国際科学				2.11	3.54
菊里	普通	2.66	2.58	2.57	2.49	2.42
	音楽	2.00	2.15	1.95	1.60	1.25
桜台	普通	2.35	2.13	1.93	2.16	2.18
	ファッション文化	2.85	2.55	2.20	1.70	1.95
北	普通	2.05	1.79	1.93	2.08	1.90
緑	普通	2.57	2.18	2.28	1.90	2.27
富田	普通	1.62	1.44	1.67	1.71	1.87
山田	普通	2.83	2.83	2.66	2.34	2.54
名東	普通	2.61	2.16	2.20	2.38	2.37
	国際英語	2.26	2.69	4.64	4.39	4.26
西陵	総合	2.14	2.07	2.29	1.93	2.03
名古屋 商業	商業	2.31	2.64	2.14	2.40	1.92
若宮商業	商業	2.33	2.49	2.25	2.15	1.83
工業	機械	3.25	3.00	3.55	4.05	3.40
	電子機械	2.33	2.25	2.30	1.48	2.10
	自動車	2.45	2.50	3.20	2.10	2.10
	電気	1.96	2.75	2.20	2.45	1.65
	情報技術	3.75	3.85	2.85	3.15	1.91
	環境技術	2.90	1.76	3.90	2.57	2.16

工芸	電子機械	4.50	3.90	3.60	2.55	4.40
	情報	4.65	3.65	3.35	3.50	3.10
	建築システム	1.81	3.05	2.80	3.45	3.25
	都市システム	2.24	2.30	2.40	2.20	3.15
	インテリア	2.85	2.55	2.95	2.60	3.05
	デザイン	2.10	2.23	2.65	1.74	3.24
	グラフィック アーツ	2.00	2.55	3.15	2.00	2.75

出典：教育委員会資料

図表 2-6 定時制（前期選抜）の入試倍率の推移

高校	学科名	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
中央	普通（昼間）	1.65	1.60	1.98	2.05	1.56
	普通（夜間）	0.50	0.77	0.66	0.86	0.95
	商業（夜間）	0.50	0.64	0.68	0.86	0.54
工業	工業技術	1.54	1.79	1.36	0.71	1.61

出典：教育委員会資料 なお、前期選抜は 3月上旬の選抜のことである。

図表 2-7 定時制（後期選抜）の入試倍率の推移

高校	学科名	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
中央	普通（昼間）	2.29	2.59	3.06	2.81	1.50
	普通（夜間）	0.48	0.74	0.95	0.89	0.28
	商業（夜間）	0.48	0.45	0.68	0.19	0.32
工業	工業技術	2.00	1.78	1.80	0.75	1.44

出典：教育委員会資料 なお、後期選抜は 3月20日以降の選抜のことである。

全日制の入試倍率は、菊里高校音楽科を除き、過去 5年間比較的安定している。今後10年間は市内中学の卒業生徒数も安定しているので、大幅な減少はないものと推定される。菊里高校音楽科は、直近 5年間において、平成28年度が定員割れ（40名定員のところ33名合格）していた。この学科の性格上、ほぼす

すべての生徒が音楽大学を目指す生徒で占められ、一定水準以上の演奏技術が入学条件であることや、昨今の市内私立の音楽大学の募集状況の厳しさから鑑み、音楽科を生徒が敬遠していることが背景にあると思われる。なお、平成29年度の入学生に関しては、定員を充足していた。

一方、定時制の入試倍率の方は、原則 4年間の中央高校昼間部と工業高校の工業技術科は比較的安定している。ただし、中央高校夜間部は、募集人員に対して志願者数の方が少ない状況が続いている。

5 市立高等学校の配置

市立高等学校の市内配置図は図表 2-8のとおりである。14校すべてを視察したが、最寄りの駅からさらにバス等（自転車を含む。）の路線を乗り継ぐ必要性のある学校は、北、緑、名東高校の 3校だけであり、残りの11校は最寄りの駅から徒歩で通える比較的交通便利の良い場所に設置されている。

図表 2-8 市立高等学校の配置図



出典：教育委員会資料

＊ 向陽高校には国際科学科、菊里高校には音楽科、桜台高校にはファッション文化科、名東高校には国際英語科があるが、いずれも 1 学年の定員が 40 名であり、図表 2-8 では普通科に含めて表示している。

6 市立高等学校の歳入歳出決算額について

市立高等学校の歳入歳出決算額の規模であるが、過去 3 年間は図表 2-9 及び図表 2-10 のとおりである。

図表 2-9 市立高等学校の歳入内訳の推移

単位：円

歳入内訳	26年度	27年度	28年度
授業料	493,737,200	967,476,000	1,435,345,000
手数料	40,653,600	39,966,900	39,695,350
その他施設使用料	13,374	501,822	563,332
管理費負担金	849,053,070	425,295,954	5,180,436
理科教育振興費補助金	1,515,000	1,515,000	1,514,000
管理費補助金	2,811,000	11,842,000	5,851,000
管理費委託金	0	7,869,599	3,773,879
県支出金の管理費補助金	0	5,000,000	0
不動産収入	21,847,584	22,495,548	25,359,624
基金会計繰入金	490,000	20,414,556	53,968,506
弁償金	7,207,312	6,579,101	4,922,909
雑入	1,969,845	2,244,286	5,938,310
市債	192,000,000	242,000,000	300,000,000
合計	1,611,297,985	1,753,200,766	1,882,112,346

出典：教育委員会資料

図表2-10 市立高等学校の歳出内訳の推移

単位：円

歳出内訳	26年度	27年度	28年度
学校管理費人件費	9,862,723,967	10,026,078,307	9,763,093,113
学校管理費物件費	1,179,403,424	1,098,012,796	1,211,976,016
合計	11,042,127,391	11,124,091,103	10,975,069,129

出典：教育委員会資料

歳入の内訳項目のうち、手数料は入学料及び入学検定料が、その他施設使用料は学校財産の目的外使用料が、管理費負担金は公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律に基づく負担金収入が、管理費補助金は学校・家庭・地域連携教育推進事業費補助金及び社会資本整備総合交付金の収入が、管理費委託金は国からのスーパー

・プロフェッショナル・ハイスクール委託の収入が、県支出金の管理費補助金はグローバル人材の育成事業の収入が、不動産収入は自販機設置収入が、弁償金は光熱水費と学校損害の弁償金収入が、雑入は雇用保険個人負担分の収入が、市債は施設の落下防止や耐震関係の起債収入が、各々該当する。

市立高等学校の歳入内訳の金額推移において、授業料が大幅に増加しているのは、平成26年度入学生から適用される高等学校等就学支援金の対象者が年々増加することに対応するものであり、反対に、管理費負担金が大幅に減少しているのは、平成22年度から平成25年度入学生までに適用された授業料不徴収交付金の対象者が年々減少していくことに対応するものである。

歳出の内訳項目のうち、学校管理費物件費は、学校管理費全体の金額から人件費を除いた金額を表示している。

なお、市立高等学校に関する、歳出と歳入の差額は、基本的には一般財源によって賄われることになる。

7 学校徴収金について

学校徴収金とは、直接、生徒に還元される学用品、実習材料費、修学旅行費、生徒会費等で、学校が保護者からその執行について信託を受けて預かっている金銭のことである。市ではこの学校徴収金の取扱いに当たり、学校徴収金マニュアルを作成している。このマニュアルの作成目的は、それぞれの高等学校の実情に即して、公金と同様に適正にして、かつ、計画的、効率的な執行を図り、保護者に対して十分な説明を果たすことにあるとされている。

学校徴収金の種類は、各高等学校で様々であるが、共通で発生する主なものとしては、保健費、学校諸費（補助教材費、修学旅行費、学年・学級費、卒業関係費、進路指導費等）、PTA会費、部活動費などがある。いずれも、費目ごとに預金通帳が区別されているため、各高等学校の現場では多数の預金通帳を抱え、収支の管理を実施している。

平成28年度の各高等学校で集計される学校徴収金の徴収総額と授業料等の歳入総額及びその比率は次のとおりである。

図表2-11 学校徴収金と歳入総額の比率

単位：円

高校	学校徴収金 (A)	歳入総額 (B)	(A) ／ (B)
向陽	55,594,300	133,470,077	41.65%
菊里	48,508,683	132,546,501	36.60%
桜台	51,884,920	137,651,188	37.69%
北	55,111,240	117,178,395	47.03%
緑	67,648,922	133,785,733	50.57%
富田	59,372,350	107,337,804	55.31%
山田	33,417,450	101,398,781	32.96%
名東	56,861,864	138,369,997	41.09%
西陵	45,108,000	74,092,139	60.88%
名古屋商業	61,681,040	117,218,994	52.62%
若宮商業	39,975,000	87,868,282	45.49%
工業	43,639,800	91,654,763	47.61%
工芸	48,881,490	103,195,120	47.37%
中央	27,398,900	22,638,293	121.03%
合計	695,083,959	1,498,406,067	46.39%

出典：教育委員会資料（平成28年 5月末現在）に基づき外部監査人が加工

図表2-11の学校徴収金の金額は、外部監査人が平成28年 5月現在の生徒在籍数に基づき計算した金額である。その後の入退学の生徒数の変化は加味していないため、実際の学校徴収金の収入額とは完全には一致していない。また、定時制の給食費は生徒の任意のため、図表2-11の学校徴収金の計算からは除外している。学校徴収金の金額は歳入総額との比較でもわかるように、市立高等学校の中では相対的に大きな金額であること、さらに現場で収支を管理しなければならないという観点から、各市立高等学校の事務業務の中では主要な位置づけとなっている。

なお、学校徴収金に関する指摘及び意見は、「第 4 外部監査の結果（共通事項）及び第 5 外部監査の結果（個別事項）」を参照されたい。

8 魅力ある市立高等学校づくり推進基本計画

市では、魅力ある市立高等学校づくり推進基本計画（以下「推進計画」という。）を作成している。

直近の平成25年 2月作成から 5年が経過し、市では平成30年度から平成39年度までの10年間の第二次推進計画を策定している。これらの推進計画についての意見は次のとおりである。

各高等学校普通科の運営について（意見）（指導室）

平成25年 2月の推進計画の中には、各高等学校の特色ある取り組みが記載されている。このうち国際科学科、商業科、工業科、定時制に関しては具体的な取り組みが記載されている。これに対して普通科は、世界に通用するグローバル人材の育成という目標のもと、外国語教育の充実、教員の専門性、地域の教材を活かした特色ある教科指導の実践が掲げられ、その具体的な手法が述べられているだけである。各高等学校普通科が、今後 5年間でどういう目標を達成するかまで記載されているものではない。

本来、中期計画である推進計画は、各高等学校普通科の置かれた状況から、より具体的な個別戦略も必要ではないだろうか。どの普通科も同じ目標であれば、大方の普通科入学生は、入試難易度で上から入れるところを選択することと思われる。それは、各高等学校普通科の入試難易度だけの序列化とレベルの固定化につながるものと危惧する。各高等学校普通科の特色を打ち出し、具体的な数値目標を掲げ運営することによりその存在意義を高めることがより必要であると考ええる。

9 学校施設の再整備計画について

児童・生徒数が急増した昭和40～50年代に学校が集中して建築されたことに起因して、現在築40年以上の施設が約半数を占めている。特に高等学校においては平均築年数が46年と小学校や中学校の44年、幼稚園の41年、特別支援学校の33年と比較してもその老朽化が顕著である。

そこで、老朽化の進展に伴い、更新需要の高まる学校施設について限られた予算で安心・安全・快適な教育環境を確保していくため、今後の維持管理・更新に係る基本的な考え方をまとめるものとして、名古屋市教育委員会では「名古屋市学校施設リフレッシュプラン」を作成している。このリフレッシュプランでは、具体的な老朽化の事例として、経年劣化による普通教室の床の段差、雨漏り、黒板やロッカー木部のささくれ、建設当時から更新されていないことにより近年の教育内容に対応していなかったり、子どもたちの使いやすい仕様となっていない理科室や家庭教室などの特別教室の設備や機器の改善、災害時の避難所としての機能も併せ持つ体育館の整備等が挙げられているが、その中でも老朽化及び生活状況の変化に対応できていないトイレについては、特に改善が求められているとされている。

しかしながら、名古屋市の一般会計予算 1兆 856億円（平成28年度）のうち、人件費、扶助費などの義務的経費が 5,971億円（全体の約55%）、介護保険等への他会計への支出金などが 3,925億円（同約36%）を占めており、施設の整備や改修に回る投資的経費は 960億円（同約 9%）となっている。高齢者人口の増加などにより、今後も義務的経費の増加が見込まれ、施設整備費の財源確保については非常に困難になると予想されている。

そこで、名古屋市では施設の長寿命化に取り組み、おおむね20年ごとをめぐりに適宜改修を行い、劣化が著しく進む前に対策を行うことで、従来40年程度を目途に改築していた施設を80年程度まで延長して使用するという方針を策定している。具体的には、図表2-12のとおり、施設の築年数ごとに 5つのグループに区分して、各グループの改修時期、改修内容を定め、さらに図表2-13のように改修内容を項目化している。

図表2-12 築年数による 5つのグループ区分

グループ	現在の築年数	改修時期	改修の内容
Aグループ	築50年以上	築60年 築80年	保全改修＋設備改修 改築
Bグループ	築41～49年	築50年 築80年	リニューアル改修 改築
Cグループ	築36～40年	築40年 築60年 築80年	リニューアル改修 保全改修 改築
Dグループ	築21～35年	築50年 築80年	リニューアル改修 改築
Eグループ	築20年以下	築20年 築40年 築60年 築80年	保全改修 リニューアル改修 保全改修 改築

出典：教育委員会「名古屋市学校施設リフレッシュプラン」

図表2-13 主な改修項目とその時期

区分	改修項目	20年目	40年目	60年目	80年目
		保全改修	リニュー アル改修	保全改修	改築
教育環境の改善	トイレの改修	○	○	○	○
	多目的室の整備		○		○
	床の段差解消		○		○
	多目的トイレの整備		○		○
安心安全	防水・外壁の改修	○	○	○	○
	窓ガラスの飛散防止対策	○	○	○	○
	防犯機器の整備		○		○
	小荷物専用昇降機の更新		○	△	○
老朽化対策	床・壁・天井等の改修		○		○
	受変電設備の更新		○	△	○
	受水槽等の更新		○	△	○
	埋設給排水管の更新		○	△	○
省エネ	LED照明への更新		○		○
	職員等空調室の更新		○	△	○
その他	社会的ニーズへの対応		○		○
	運動場の改修	20年ごとに実施			
	プールの改修	40年ごとに実施			
	普通教室空調の更新	20年ごとに実施			

出典：教育委員会「名古屋市学校施設リフレッシュプラン」

＊ Aグループ（昭和41年以前）の校舎は、築60年目の保全改修時にあわせて設備改修（△）を実施する。

学校施設の再整備計画についての意見は次のとおりである。

高等学校の施設の現状に即した臨機応変な対応について（意見）（学校整備課）

市の学校施設の再整備計画では、予算の制約のもと、施設の長寿命化への取り組みとして築年数80年を目標にそれまでは施設を維持管理していく方針である。しかし、現場の状況として、一部の市立高等学校の施設は、個別事項において記載したとおり老朽化が進んでいる。例えば、築55年経過している菊里高校のように排水管からの汚水漏れが現に発生しているという事実がある。仮に校舎の躯体そのものは維持できたとしても内部配管、特にトイレの排水管まで維持管理できるかは予断を許さない状況である。

建物の躯体そのものの維持だけではなく、トイレの排水管の老朽化に対応した改修など、必要に応じてしっかり設備等の老朽化対策も行い、80年経過時の改築まで子どもたちの学習環境として安心・安全・快適な環境をしっかりと維持すべきである。

10 教育委員会の組織

名古屋市機構図（平成29年 6月 1日現在）によれば、名古屋市は市長室のほか財政局、市民経済局等16の局室と教育委員会など 6つの委員会で構成されている。教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の定めるところにより設けられた合議制の執行機関であり、市が処理する教育に関する事務で、学校その他の教育機関の設置、管理、職員の任免、学校の組織編制、教育課程、学習指導及び生涯学習に関すること等を管理及び執行する。

教育委員会は、教育長のほか 5人の委員で構成されるが、実際の行政事務は事務局にて行われる。事務局は総務部、子ども応援委員会制度担当部、学校教育部、生涯学習部の 4つの部と鶴舞中央図書館、博物館、美術館、科学館、教育センター、小中高等学校、特別支援学校、幼稚園などで構成される。なお、今回の監査テーマにおける所管部署は、「第 1 外部監査の概要 5 外部監査の方法 (3) 監査対象 イ 監査対象部署」に記載のとおりである。

第 3 入学準備金制度及び奨学金制度の債権管理

1 入学準備金制度の概要

市では、経済的理由により高等学校等への修学が困難な者を支援するため、入学に必要な学資（入学準備金）の貸付制度を導入している。この制度（平成28年度入学生を対象）の内容は次のとおりである。

対象者	本人及び保護者が、貸与の申請時に、市の区域内に住所を有すること、愛知県内に所在する高等学校等へ入学しようとする者であること、平成27年度の世帯の所得額が下表の所得額以下であること。																								
所得制限額	<table><tr><td>世帯人数</td><td>所得額</td><td>収入額</td></tr><tr><td>2人</td><td>2, 224, 000円</td><td>3, 436, 000円</td></tr><tr><td>3人</td><td>2, 871, 000円</td><td>4, 264, 000円</td></tr><tr><td>4人</td><td>3, 525, 000円</td><td>5, 084, 000円</td></tr><tr><td>5人</td><td>4, 129, 000円</td><td>5, 840, 000円</td></tr><tr><td>6人</td><td>4, 619, 000円</td><td>6, 452, 000円</td></tr><tr><td>7人</td><td>5, 226, 000円</td><td>7, 140, 000円</td></tr><tr><td colspan="3">8人以上の場合は、 7人世帯の所得額に 1人増えるごとに 606, 000円ずつ加算した額</td></tr></table>	世帯人数	所得額	収入額	2人	2, 224, 000円	3, 436, 000円	3人	2, 871, 000円	4, 264, 000円	4人	3, 525, 000円	5, 084, 000円	5人	4, 129, 000円	5, 840, 000円	6人	4, 619, 000円	6, 452, 000円	7人	5, 226, 000円	7, 140, 000円	8人以上の場合は、 7人世帯の所得額に 1人増えるごとに 606, 000円ずつ加算した額		
世帯人数	所得額	収入額																							
2人	2, 224, 000円	3, 436, 000円																							
3人	2, 871, 000円	4, 264, 000円																							
4人	3, 525, 000円	5, 084, 000円																							
5人	4, 129, 000円	5, 840, 000円																							
6人	4, 619, 000円	6, 452, 000円																							
7人	5, 226, 000円	7, 140, 000円																							
8人以上の場合は、 7人世帯の所得額に 1人増えるごとに 606, 000円ずつ加算した額																									
貸与額	300, 000円（無利息）																								
貸与人数	340人																								
返還方法	貸与を受けた年度の翌年度（高校 1年次）以降、 7年間で返還する。ただし、高等学校等に在学中は、申請によって 1年ごとに返済の猶予を受けることができる。																								
延滞利息	正当な理由なく、返還すべき期日までに返還しなかったときは、返還すべき額に年 5%の利息が発生する。																								

2 奨学金制度の概要

奨学金制度は、入学準備金制度が導入される以前の制度で、昭和37年度から平成16年度入学生が卒業するまで（平成17年度（2年生）、平成18年度（3年生）まで）利用された貸付型の奨学金制度である。この制度の内容は次のとおりである。

対象者	本人及び保護者が名古屋市の住民であること、性行が善良で、学業に励み、成業の見込みがあること、経済上の理由により、修学が困難である者。
採用方法	学校長から推薦があった者について、教育委員会が選考し、決定する。 選考にあたっては、下記の項目を点数化して参考とする。 1. 家計の状況（収入充足率） 2. 特殊事情（生活保護世帯、母子・父子世帯等） 3. 学業成績 4. 人物所見
貸与額	国公立 月額11,000円（平成17年度時点） 私立 月額18,000円（平成17年度時点）
貸与人数	年80人程度（選考による）
返還方法	高等学校卒業後、国公立は15年以内、私立は20年以内に、年賦により返済（無利子）する。
延滞利息	督促状の納入期限の翌日から返済した日までの日数に応じ、返済すべき額につき年 10.75%（平成28年度以降 5%）の割合を乗じて計算した金額を徴収する。

3 入学準備金及び奨学金の債権返還状況

入学準備金及び奨学金の債権返還状況の推移は次表のとおりである。

図表 3-1 入学準備金の債権返還状況の推移

単位：千円

区 分		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
現 年 度 分	調定額	26,373	33,486	42,124	50,961	64,054
	収入済額	19,745	26,356	34,645	43,591	55,506
	不納欠損額			43		86
	収入未済額	6,627 (25.1%)	7,129 (21.3%)	7,435 (17.7%)	7,369 (14.5%)	8,461 (13.2%)
過 年 度 分	調定額	11,011	15,831	19,978	24,049	26,557
	収入済額	1,807	2,982	3,364	4,861	4,789
	不納欠損額					
	収入未済額	9,204 (83.6%)	12,848 (81.2%)	16,613 (83.2%)	19,188 (79.8%)	21,767 (82.0%)
合 計	調定額	37,384	49,317	62,102	75,010	90,611
	収入済額	21,553	29,339	38,009	48,453	60,296
	不納欠損額			43		86
	収入未済額	15,831 (42.3%)	19,978 (40.5%)	24,049 (38.7%)	26,557 (35.4%)	30,229 (33.4%)

出典：教育委員会資料

* () 内は収入未済額率（収入未済額／調定額）

入学準備金の債権の現年度分及び過年度分の調定額の合計は平成24年度を基準とすれば、平成28年度は約 2.4倍増加している。これに対応して収入未済額も増加しているが、増加比率は約 1.9倍と調定額の増加割合より低いため、収入未済額率（収入未済額合計／調定額合計）は、減少傾向にある。

図表 3-2 奨学金の債権返還状況の推移

単位：千円

区 分		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
現 年 度 分	調定額	7,108	6,612	5,628	5,274	4,663
	収入済額	5,391	5,423	4,662	4,477	3,988
	不納欠損額					
	収入未済額 (24.2%)	1,717 (24.2%)	1,188 (18.0%)	966 (17.2%)	797 (15.1%)	675 (14.5%)
過 年 度 分	調定額	16,554	14,253	11,456	10,073	9,481
	収入済額	3,898	3,755	2,349	1,244	773
	不納欠損額	120	230		144	
	収入未済額 (75.7%)	12,535 (75.7%)	10,267 (72.0%)	9,107 (79.5%)	8,684 (86.2%)	8,708 (91.9%)
合 計	調定額	23,662	20,865	17,084	15,348	14,145
	収入済額	9,289	9,178	7,011	5,722	4,761
	不納欠損額	120	230		144	
	収入未済額 (60.2%)	14,253 (60.2%)	11,456 (54.9%)	10,073 (59.0%)	9,481 (61.8%)	9,383 (66.3%)

出典：教育委員会資料

* () 内は収入未済額率（収入未済額／調定額）

奨学金制度は、平成16年度入学生までに適用される制度であるため、現年度の調定額は徐々に減少している。現年度の調定額がゼロになるのは、理論上は平成16年度入学生が私立の高等学校卒業後20年を経過、すなわち平成39年度からになる。

なお、過年度分の調定額に対する収入未済額の比率は上昇傾向にあり、平成28年度は90%を超え、債権回収が著しく困難となっている現状が見受けられる。

入学準備金制度及び奨学金制度についての意見は次のとおりである。

奨学金に係る貸与債権の不納欠損処理について（意見）（学事課）

奨学金の返還は、高等学校卒業後、国公立は15年以内、私立は20年以内に年賦により行われる。奨学金に係る貸与債権は、毎年返済指定日が定められており、その指定日に発生する。当該貸与債権は、債権発生日である返済指定日から10年で消滅時効が完成する。ただし、消滅時効が完成する前に、市が督促状を発送した場合には時効は中断する。また、当該貸与債権は、債権分類としては市税等の強制徴収公債権ではなく私債権の分類に該当するため、借り受けた債務者が時効の援用をしなければ、消滅時効は完成しない。

図表 3-2の平成27年度不納欠損額 144,000円について、奨学金貸与台帳等の各種資料を閲覧したところ、返済指定日から10年が経過して消滅時効が完成している貸与債権（平成 5年度から平成12年度の返済指定日の債権）に対して、督促状を平成23年 3月22日に発送していた。その後、平成27年11月24日に債務者から時効援用申立書が提出され、当該貸与債権は消滅した。

ここで、督促状発送時点で時効が完成している平成 5年度から平成12年度の返済指定日の貸与債権について、督促状を発送しても時効の中断の効力はなく、時効の援用が可能であることから、督促状を発送することに合理性はないと考える。もちろん、督促状の発送により、消滅時効が完成している貸与債権に対して、支払う可能性はあるため、督促状の発送の意義は否定できない。しかし、督促状発送した後の債務者からの連絡に対して、職員が時効援用の制度案内をしていることからすると、回収しない貸与債権に対して事務負担をかける必要はないと考える。また、先に挙げた平成 5年度から平成12年度の返済指定日の債権については、年度ごとに返済指定日が設けられているが、督促状は平成23年 3月22日にまとめて発送されていた。今後は、それぞれの年度の返済指定日を経過しても返済がなかった場合には、規則どおり各年度において発生した債権ごとに督促状を発送するよう徹底されたい。

第 4 外部監査の結果（共通事項）

1 歳入関係

(1) 入学料免除の領収書（控）について

名古屋市立高等学校授業料等減免規則により入学料を免除される生徒に関し、平成28年度に各高等学校において保管された領収書（控）の各種形式は図表 4-1のとおりであった。

図表 4-1 領収書（控）の各種形式

高校	領収書（控）の様式	金額	摘要の文言	領収印の種類
向陽	市歳入の領収書（控）兼用	0表示	入学料は金額が空白、学校諸費の金額及び合計額を記載	現金出納員の印
菊里	領収書（控）	学校諸費の合計額	4月度学校諸費とだけ記載	高等学校長の印
桜台	市歳入の領収書（控）兼用	0表示	ただし書きで入学料の金額、学校諸費の金額及び合計額を記載	現金出納員の印
北	市歳入の領収書（控）兼用	0表示	入学料 0円、学校諸費の金額及び合計額を記載	現金出納員の印
緑	市歳入の領収書（控）兼用	0表示	入学料免除、学校諸費の金額及び合計額を記載	現金出納員の印
富田	市歳入の領収書（控）兼用	入学料の金額	入学料の金額と学校諸費の金額及び合計額を記載	現金出納員の印
山田	市歳入の領収書（控）兼用	入学料の金額	入学料 5,650円を印字し、その上に取り消し線を上書き、学校諸費の金額、合計	高等学校長の印

			額は取り消し線を上書き記載	
名東	市歳入の領収書（控）兼用	0表示	入学料 0円、学校諸費の金額及び合計額を記載	現金出納員の印
西陵	市歳入の領収書（控）兼用	0表示	入学料 0円、学校諸費は各内訳とその金額及び合計額を記載	学校の印、又は現金出納員の印
名古屋商業	市歳入の領収書（控）兼用	0表示	入学料 0円、学校諸費の金額及び合計額を記載	高等学校長の印
若宮商業	市歳入の領収書（控）兼用	0表示	入学料の金額欄は点線を記載、学校諸費の内訳とその金額及び合計額を記載	学校の印
工業	市歳入の領収書（控）兼用	0表示	入学料 0円、学校諸費の内訳とその金額及び合計額を記載	学校の印
工芸	学校諸費領収書（控）兼用	学校諸費の合計額	学校諸費の内訳とその金額及び合計額を記載	学校の印
中央	市歳入の領収書（控）兼用	0表示	入学料の金額、学校諸費の内訳とその金額及び合計額を記載	現金出納員の印

＊ 平成28年度は、桜台高校と富田高校では、全員から入学金を徴収し、入学料免除者に対して、後日、還付手続きで返金する方法が採用されていた。

指摘及び意見は次のとおりである。

ア 領収書（控）様式の共通化について（意見）（学事課）

現状では、各高等学校の領収書（控）様式は、名古屋市歳入の領収書（控）様式が多く使われ、一部の高等学校では、学校諸費領収書（控）や

単に領収書（控）としたものを使用していた。学校諸費領収書（控）や単に領収書（控）としたものを使用している理由は、市の歳入である入学料は収受していないからである。

また、図表 4-1に記載の名古屋市歳入の領収書（控）様式は、学校が保管する領収書（控）と生徒に渡す領収書（入学料の部分と学校徴収金の部分に分割されている。）が一枚綴りとなっている。市の歳入領収書（控）を入学料免除者にも使用する理由は、仮に、学校徴収金は市の歳入でないという理由のため、入学料免除者のためだけに別種類の領収書（控）を使用するのは、事務処理が煩雑となるためと推測される。

入学料の免除という事象は各高等学校とも同様のため、その事務手続きを共通化するように教育委員会は指導されたい。

イ 領収書（控）摘要欄の印刷記載について（意見）（学事課）

領収書（控）摘要欄に最低限記載すべきは、入学料は 0あるいは入学料は免除という記述と、学校徴収金の合計額である。ただし、学校徴収金は年度で数回支払う場合があり、所定の支払金額は必ずしも毎回同額になるわけではない。したがって、学校徴収金の内訳とその金額を明示し、入学料との合計額を記載することは明瞭であり、より望ましい方法でもある。現状は、各高等学校で多様な表現となっているが、中には、入学料をもらっていないのに入学料を印字しているものもある。入学料免除者は多くても 1校当たり20名程度であり、そのための記載は煩雑なのかもしれないが、入学料の金額を記載しながら、合計額には含まない方法や、入学料の数字に線を引いて消去したりする方法は不明朗である。入学料免除者の領収書（控）摘要欄の記載も各高等学校で共通化できるように教育委員会は指導されたい。

ウ 使用する領収印について（指摘）（学事課）

現在では、現金出納員の印、高等学校長の印、学校の印と 3種類の印鑑

が使用されている。入学料免除者からは学校徴収金だけを収受し、市の歳入となる金額の収受はゼロなので、現金出納員の印を使用するべきではない。

エ 入学料免除者への還付処理について（指 摘）（学事課）

入学料と学校徴収金の合計額をいったん入学日において全員から徴収して、その後、入学料免除者だけ還付するといった手続きを桜台高校と富田高校では実施していた。

名古屋市立高等学校授業料等減免規則第 4 条によれば、入学手続と同時に入学料の免除を申請した者については、入学料を免除するかどうかの決定があるまで入学料の納付期限を延長するとある。したがって、このような還付処理の方式は妥当ではない。

なお、本件については、両高校ともこの還付処理が平成29年度からは廃止され、必要な措置が講じられた。

名古屋市立高等学校授業料等減免規則（抜粋）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、名古屋市立学校の授業料等に関する条例（昭和22年名古屋市条例第32号）第 3 条の規定に基づき、名古屋市立高等学校の授業料及び入学料（以下「授業料等」という。）の減免に関し必要な事項を定めるものとする。

（減免の対象者及び額）

第 2 条 教育委員会（以下「委員会」という。）は生徒の保護者（未成年の生徒についてはその者に対して親権を行う者、親権を行う者のないときは未成年後見人をいい、成年に達した生徒については主としてその者の学資を支弁する者をいう。以下同じ。）で次の各号のいずれかに該当する者に対して、入学料を免除する。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第 144号）の規定による保護を受けている者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国

	残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）の規定による支援給付を受けている者 (2) 児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）の規定による児童扶養手当の支給を受けている者（同法第 9 条の規定により手当の一部が支給されない者を除く。） (3) 市町村民税の所得割の納税義務を負わない者
2	委員会は、生徒の保護者で次の各号のいずれかに該当する者に対して、授業料等を免除し、又は授業料の 5 割相当額を減額することができる。 (1) 天災その他不慮の災害により授業料等の納付が困難となった者 (2) 長期疾病、生業不振又は失業のため生計が著しく不良となり、授業料等の納付が困難となった者 (3) その他委員会が特別の事由があると認める者
3	前項の規定にかかわらず、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成 22 年法律第 18 号）に規定する高等学校等就学支援金その他委員会が指定する補助金の支給を受けている者に対しては、授業料を減免しない。 （減免の手続）
第 3 条	授業料等の減免を受けようとする者は、減免事由、生徒の家庭状況その他必要な事項を記載した授業料等減免申請書に減免事由を証明する書類を添えて、委員会に提出しなければならない。 2 前項の規定による申請書及び書類の提出があったときは、委員会は、当該申請書及び書類を審査したうえ、授業料等を減免するかどうかを決定し、速やかに申請者に通知しなければならない。 （納付猶予）
第 4 条	入学手続と同時に入学料の免除を申請した者については、入学料を免除するかどうかの決定があるまで入学料の納付期限を延長する。 2 前項の規定により入学料の納付期限を延長された者のうち、入学料を免除しない決定がなされたものは、委員会の指定する期間内に入学料を納付しなければならない。

(2) PTA会が負担する自動販売機の電気料金の事務手続きについて

市の歳入である弁償金に計上される PTA会が設置する自動販売機の電気料に関連して、PTA会の会計の処理等について、各校の取扱いは図表 4-2のとおりであった。

図表 4-2 PTA会設置の自動販売機の会計処理等

高校	PTA会設置 の自動販売 機の有無	PTA会の 会計処理	PTA会の証拠資料の保管	行政財産目 的外使用料 の徴収
向陽	有	該当なし	保管していない	徴収漏れ
菊里	無	—	—	—
桜台	無	—	—	—
北	無	—	—	—
緑	有	該当なし	市への納入通知書を保管及 び学校事務局で業者からの 入金の領収書（控）を保管	徴収
富田	有	該当なし	市への納入通知書を保管	徴収
山田	無	—	—	—
名東	無	—	—	—
西陵	無	—	—	—
名古屋 商業	有	収入、支出 に同額計上	市への納入通知書及び業者 からの入金の領収書（控） を保管	徴収
若宮商 業	有	収入、支出 に同額計上	市への納入通知書及び業者 からの入金の領収書（控） を保管	徴収
工業	無	—	—	—
工芸	有	該当なし	市への納入通知書を保管及 び学校事務局で業者からの	徴収

			入金の領収書（控）を保管	
中央	無	—	—	—

指摘及び意見は次のとおりである。

ア PTA会設置の自動販売機の行政財産目的外使用料の徴収漏れについて
（指 摘）（向陽高校）

向陽高校では、平成28年度の歳入（細目は弁償金）に PTA会設置の自動販売機の行政財産目的外使用料が未計上であった。平成29年度に28年度分も含め、PTA会から徴収されたい。

なお、本件については、平成29年度中において PTA会から平成28年度分も含め徴収され、必要な措置が講じられた。

イ PTA会設置の自動販売機について（意 見）（学校整備課）

市では学校整備課において、高等学校に設置する自動販売機の業者選定を行い、一番有利な価格を提示したところに落札している。PTA会設置の自動販売機が必要な合理的な理由がある場合を除き、学校整備課の選定手続きの流れに乗らない PTA会設置の自動販売機は学校整備課の選定に含めていくべきと考える。

(3) 自動販売機電気料及び空調機器の電気料の請求期間について

市の歳入である弁償金に計上される自動販売機業者に対する電気料の請求及び PTA会に負担してもらう空調機器の電気料の請求については、各校で図表 4-3の請求期間を基準として計上している。なお、学校整備課から平成28年度後期分空調機器にかかる電気料の収入事務については、翌年度で処理するように通知されている（平成29年 4月19日事務連絡）。

図表 4-3 自動販売機電気料及び空調機器の電気料の請求期間

高校	自動販売機業者が負担する電気料の請求期間	PTA会が負担する空調機器の電気料の請求期間
向陽	平成28年 4月～平成29年 2月	平成28年度前期分
菊里	平成28年 4月～平成29年 3月	平成28年度前期分
桜台	平成28年 3月～平成29年 2月	平成28年度前期分
北	平成28年 4月～平成29年 3月	平成28年度前期分
緑	平成28年 4月～平成29年 3月	平成28年度前期分 平成28年度後期分
富田	平成28年 4月～平成29年 3月	平成28年度前期分
山田	平成28年 4月～平成29年 3月	平成28年度前期分
名東	平成28年 3月～平成29年 2月	平成28年度前期分
西陵	平成28年 3月～平成29年 2月	平成27年度後期分 平成28年度前期分
名古屋商業	平成28年 4月～平成29年 3月	平成28年度前期分
若宮商業	平成28年 4月～平成29年 2月	平成28年 4月～平成29年 2月
工業	平成28年 4月～平成29年 3月	平成28年度前期分
工芸	平成28年 4月～平成29年 3月	平成28年度前期分
中央	平成28年 4月～平成29年 3月	定時制は市負担

自動販売機電気料及び空調機器の電気料の請求期間についての指摘は次のとおりである。

自動販売機電気料及び空調機器の電気料の請求期間の統一化について（指摘）（学校整備課）

図表 4-3のとおり、自動販売機電気料及び空調機器の電気料の請求期間については、統一化できていない。

平成28年度後期分の空調機器の電気料について、学校整備課から事務連絡の形で要請されたのは、歳入事務の出納整理期間における年度区分の取扱い

に関する適正な処理のためである。このため、その対象期間は統一される必要がある。

自動販売機業者へは毎月請求し、PTA会が負担する空調機器の電気料は半期ごとに請求することから、自動販売機電気料の当年度3月分と空調機器の電気料の後期分は翌期に処理するというのが適正と考える。

2 学校徴収金関係

(1) 学校徴収金の購入（支出）伺い書について（指 摘）（学事課）

学校徴収金の購入（支出）伺い書には、学校徴収金マニュアルの記載例にあるように、校長、教頭、事務長、担当者印の欄、決裁日、品名を設けるべきであるが、決裁印を押印する欄や決裁日の欄がないといった購入（支出）伺い書が見受けられた。教育委員会は、各高等学校に対し、購入（支出）伺い書に決裁日、決裁欄等の必要項目の記載漏れがないよう指導されたい。なお、参考までに好事例と判断した富田高校の平成29年度版の様式を掲載する。

購入並びに支出
兼物品受入報告書

学校徴収金

平成

年度

決
裁

校 長

教 頭

事務長

起 案	平成 年 月 日	担 当 者	名古屋市立富田高等学校
決 裁	平成 年 月 日		印

下記のとおりに購入（支出）してよろしいかお伺いします。

費 目	P T A会費（ 一般会計 特別会計 ）	P T A空調積立金
	実験実習費（31保健体育 32理科 33家庭科 34家庭(1年) 35調理 36フード	
	保健部会計（51スポーツ振興センター費 52保健消耗品）	37音楽 38美術 39書道 40情報）
	進路指導費（61進路指導費 62進路指導部）	
	総合学習教材費	生徒会費（71高体連費 72高文連費）
	積 立 金（平成 年入学生）（73ゴム印 74生徒手帳 75個人写真 ）	

購入（支払）予定金額	購入先（支払先）	支払方法
		振 込 (手数料 別・込) 現 金

内 訳	細 節 番 号	品 名 等	規 格 品 質	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
		合 計						

（細節番号）P T A会費用

- | | | | |
|---------|-----------|-----------|--------|
| 1 謝金 | 7 通信運搬費 | 13諸集会費 | 19予備費 |
| 2 賞賜金 | 8 修繕費 | 14調査研究費 | 20繰出金 |
| 3 環境整備費 | 9 食料費 | 15広報活動費 | |
| 4 消耗品費 | 10使用料・手数料 | 16生徒福祉奨励費 | 65リース費 |
| 5 燃料費 | 11慶弔費 | 17負担金・分担金 | 67ガス費 |
| 6 印刷製本費 | 12交通費 | 18渉外費 | 68電気費 |

上記のとおり、物品等を受け入れました。

平成 年 月 日

受 入	確 認	受 領

（※ 納品書・請求書・領収書等 裏面添付、宛名は「富田高等学校長」）

(2) 学校徴収金に関する内部監査の範囲について

学校徴収金の管理において、日々の支出項目の内容については原則として複数名でチェックされているが、執行手続きを実施する立場の者以外の者が監視するという意味では、PTA会による内部監査は重要な役割を果たすと思われる。

学校徴収金に関する各高等学校 PTA会の内部監査における対象範囲、回数、責任者の署名等の有無は図表 4-4のとおりである。

図表 4-4 PTA会の内部監査の範囲

高校	対象範囲	回数	監査責任者の 署名等の有無
向陽	PTA会費、PTA空調費、部活動費、進路指導費のみ	中間・期末の 2回	無（PTA総会にて責任者が監査状況を口頭にて報告）
菊里	PTA会費、学校徴収金、生徒会費のみ	中間・期末の 2回 （学校徴収金、生徒会費は期末 1回）	PTA会費の監査報告書に記名捺印
桜台	PTA会費だけでなく学校徴収金のすべての会計	中間・期末の 2回	PTA会費決算書に署名
北	PTA会費のみ	期末の 1回	PTA会費監査報告に記名捺印
緑	PTA会費、PTA空調設備費のみ	中間、期末の 2回	PTA会費決算書、PTA空調設備費決算書に署名
富田	PTA会費だけでなくすべての学校徴収金の会計	中間、期末の 2回	PTA会費決算書に署名
山田	PTA会費、PTA空調	学期に 1回、年間	PTA会費決算書に

	のみ	で 3回	署名
名東	PTA会費だけでなく すべての学校徴収金 の会計	中間、期末の 2回	各会計の決算書を 一覧にして記名捺 印
西陵	学年会計を除きすべ ての会計	中間、期末の 2回	監査対象の会計決 算書すべてに記名 捺印
名古屋商 業	PTA会費と生徒会会 計のみ	中間、期末の 2回	PTA会費と生徒会 会計の監査書類に 記名捺印
若宮商業	PTA会費、 PTA空調 費のみ	中間、期末の 2回	PTA会費の監査証 明書に署名
工業	PTA会費、 PTA空調 費のみ	中間、期末の 2回	PTA会費、 PTA空 調費の監査証明書 に署名
工芸	PTA会費だけでなく すべての学校徴収金 の会計	中間、期末の 2回	各会計決算の収支 報告書に記名捺印
中央	(昼間)、(夜間) とも PTA会費のみ	(昼間)、(夜間) とも期末の 1回	(昼間) PTA会費 出納簿に署名捺印、 (夜間) PTA会費 決算書に署名

学校徴収金に関する内部監査の範囲についての意見は次のとおりである。

学校徴収金の内部監査について（意 見）（学事課、教職員課）

現在、PTA会の内部監査がなされていない学校はひとつもない。ただし、その内部監査の対象範囲は各高等学校で差があり、PTA会費及びPTA空調費のみの高等学校から、広く学校徴収金すべてを対象とする高等学校までである。

学校徴収金の内部監査機能は、学校事務の執行の適正な管理の観点からは、重要な機能を果たすと考えるが、現状においては、PTA会が監査しない学校徴収金の費目に関しては、この機能が働いていない状況である。今後は、PTA会が関与しない学校徴収金の費目についても、高等学校の教職員以外の第三者による内部監査を実施されることを検討されたい。

3 物品関係

- (1) 備品管理について（指 摘）（向陽高校、桜台高校、富田高校、山田高校、名東高校、西陵高校、名古屋商業高校、若宮商業高校、中央高校）

ア 備品の除却漏れ

各高等学校において任意に抽出したサンプルについて現物実査を実施した結果、物品管理システムに登録されているが、物品の現物が確認できないものが図表 4-5のとおり存在した。

本来、物品を処分する際は、名古屋市会計規則（以下「会計規則」という。）第 142条等を根拠とした「学校事務の手引き」記載の方法に基づき、除却処理を行う必要があるが、除却処理が行われていない場合、明らかになった時点で速やかに物品管理システムの修正を行う必要がある。

図表 4-5 物品の現物が確認できなかったリスト

高校	件数	備品番号又は 図書登録番号	品 名
向陽	4件	00568778 00568878 00570638 00570648	・ コンピューター IBMR31-8FJ ・ コンピューター 富士通 FMVNA5JC3 ・ 増幅器 ソニーTA-F222ESJ ・ 増幅器 ヤマハ MS60S
菊里	—	—	—
桜台	4件	00559031	・ 検査用具 溶存酸素水質用

		00551594 00561206 00561082	モデル D0-715E ・電気蓄音機 ・フルート ・オルガン
北	—	—	—
緑	—	—	—
富田	2件	00526165 00529405	・コンピューター ・ビデオテープレコーダー
山田	2件	00448853 00440571	・掃除機 ・版画セット 1点
名東	2件	00616120 00617749	・遠心分離器 ・幻灯機
西陵	2件	図書 261 00614759	・ORIENTAL IMPROVED CODE POSTWAR EDITION ・マッキントッシュ
名古屋商業	3件	図書 18776 00540330 00539420	・Pergamon World Atlas 大阪丸善 ・ピアノ ヤマハ堅型 300号 ・ラジオカセットレコーダー サンヨーMR-WU4R
若宮商業	2件	00521479 00523858	・物置台 ・整理箱
工業	—	—	—
工芸	—	—	—
中央	1件	00478116	・スクリーン

イ 備品小票

各高等学校の備品を現場視察した結果、図表 4-6の事項が発見された。

図表 4-6 備品小票の不具合

内 容	高 校
備品小票が未貼付	富田、名東、若宮商業
備品小票の記載印字が薄い	山田、名東、若宮商業、中央

会計規則第 138条に基づき「学校事務の手引き」では、「備品は備品小票（会計規則第97号様式）を付して、これを整理しなければならない。」としている。ただし、備品小票を付すことが困難なものについては、焼印、墨、ペイント等を用いて品名、備品番号及び学校（園）名を記入し、又は帳簿に形質寸法等を詳細に記入して現物と対照できるようにしなければならない。」とされている。

備品小票が貼付されていない場合は、学校の物品であることが明確にならず、物品検査の際に現物と台帳の照合が確認できない。また、備品小票への印字が薄い場合においても現物確認が困難であり、物品検査に必要以上に時間を要すると推測される。このため、必要事項を明瞭に記載した備品小票を貼付すべきである。

(2) 毒物及び劇物管理について（指 摘）（桜台高校、富田高校、工業高校）

毒物及び劇物は、毒物及び劇物取締法に基づき、適切かつ安全に管理されなければならない。また、愛知県のホームページ（医薬安全課）には「毒物劇物専用の貯蔵設備（保管庫）を使用し、他の物と区分することにより、危害を防止すること」とされている。

しかしながら、桜台高校、富田高校、工業高校において、毒物及び劇物がその他の薬品と同じ棚に保管されていた。

安全性の観点から、適切に区分して保管管理をすべきである。

(3) 不明図書について（指 摘）（学事課、指導室）

高等学校ごとに図書原簿には登載されているが、現物の所在が不明な図書（以下「不明図書」という。）に関する事務処理について調査を依頼したところ以下の図表 4-7のとおりであった。

質問 1……平成29年 7月末における ア 図書原簿上の冊数、イ 不明図書の冊数

質問 2……不明図書とするタイミング

質問 3……不明図書を図書原簿から削除するタイミング

質問 4……不明図書の図書原簿からの削除は適宜行っているか又は定期的にまとめて行っているか。定期的に行っている場合どれくらいの頻度で実施しているか。

質問 5……不明図書を図書原簿から削除する場合、決裁等の手続きは行われているか。

図表 4-7 図書の管理方法

高校	質問 1	質問 2	質問 3	質問 4	質問 5
向陽	ア25,487 イ 207	蔵書点検終了時点	蔵書点検で3年不明であった時点	年 1 回	行っている
菊里	ア35,462 イ 203	蔵書整理で判明した時点	廃棄決定された時点	廃棄決定された時点	廃棄決定の決裁を行って図書原簿から削除する
桜台	ア33,906 イ 252	蔵書整理で判明した後、3年経過時点	不明図書とした時点	年度末にまとめて実施	行っている

北	ア29,115 イ42	毎年度末の 点検時点	不明になっ てから 4～ 5年	年度末の点 検時点	図書館主任 が確認した うえで、備 品図書は、 不用決定の 決裁手続き
緑	ア20,737 イ不明	特に規定は ない	特に規定は ない	特に規定は ない	事前に学校 長の許可を 得るととも に、職員室 ホワイトボ ードにリス トを提示
富田	ア19,898 イ41	蔵書点検の 後	不明図書と して 3年を 経過した時 点	蔵書点検の 後、 3年間 不明の図書	消耗品・備 品問わず校 内決裁
山田	ア16,867 イ20	蔵書整理で 判明した時 点	不明図書と して 3年を 経過した時 点	年 2 回	行っている
名東	ア40,681 イ 144	蔵書整理で 判明した時 点	不明図書と して 3年を 経過した時 点	年 2 回	行っている
西陵	ア29,402 イ11	蔵書整理で 判明してか ら 1年経過 時点	不明図書と して 4年を 経過した時 点	年 1 回	特になし
名古屋商	ア28,362	蔵書整理で	不明図書と	年 1 回	行っている

業	イ37	判明した時点	して 3年を経過した時点		
若宮商業	ア28, 193 イ 161	蔵書整理で判明した時点	不明図書として 3年を経過した時点	年 1回	行っている
工業 (全日制)	ア16, 236 イ 429	蔵書点検で不明図書が判明した後で各部署に対し不明図書リストを配布の上で再度の調査・点検を実施した時点	不明図書として 3年後の蔵書点検においても引き続き不明のままだった時点	定期的に毎年度末に行っている	行っている
工業 (定時制)	ア 9, 219 イ不明	蔵書点検後 1年経過時点	3年を経過した時点	定期的にまとめて行うこととなっているがここ数年は行っていない	行っている
工芸	ア15, 000 イ11	蔵書点検にて不明が判明してから 1年後の蔵書点検でもう一度リストに上がった	蔵書点検にて不明が判明してから 1年後の蔵書点検でもう一度リストに上がった	随時	行っている

		た時点	た時点		
中央	ア10,622 イ 1,178	蔵書点検で 判明した時 点	不明図書と して 3年を 経過した時 点	蔵書点検時 点にまとめ て実施（教 科用図書は 随時）	不明図書も 廃棄図書の 一部として 決裁

＊ 単価が 5,000円以上の図書を備品図書、 5,000円未満を消耗品図書という。

不明図書に関しては、緑高校を除き蔵書点検（蔵書整理）によって把握されているものの、不明図書とするタイミング、図書原簿から削除するタイミング及び手続きは高等学校ごとに相違しているため、以下の問題があると考ええる。

ア 不明図書とするタイミング

不明図書とするタイミングを蔵書点検から一定期間経過した時点とする高等学校が 4校ある。

しかしながら、この考え方では一定期間、図書原簿には登載されているが、現物の所在が不明であることを認識していないことを意味する。

したがって、蔵書点検において現物の所在が不明であることが判明した場合には、ただちに不明図書として認識すべきである。

イ 図書原簿から削除するタイミング及び手続き

図書原簿から削除するタイミング及び手続きは高等学校ごとに見解が異なる。

手続きに関しては、市として画一的に定められているが、タイミングについては定められていない。同じ高等学校という施設において、不明図書を削除するタイミングが異なることは合理的でないことから、教育委員会において、改善策を検討されたい。

4 特殊勤務手当

市が定める対外運動競技等の引率に係る支給について（意見）（教職員課）

市が定める対外運動競技等につき、支給対象業務、支給金額及び支給要件は図表 4-8のように規定されている。

図表 4-8 対外運動競技等の引率に関する支給金額及び支給要件

業務の種類	支給金額	支給要件
市が定める対外運動競技等において生徒又は幼児を引率して行なう指導業務で泊を伴うもの又は週休日若しくは休日に行うもの。	1日につき 4,250円	その日において業務に従事した時間が8時間程度（就業時間は含まない。） 週休日の振替措置をしない。
学校の管理下において行われる部活動（正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。）における生徒又は幼児に対する指導業務で週休若しくは休日に行うもの。	1日につき 3,000円	休日を除く日の正規の勤務時間外又は休日において業務に従事した時間が引き続き4時間程度であること。

出典：教育委員会「学校事務の手引き」第4編給与より外部監査人加工

上記より市が定める対外運動競技等の引率で8時間程度従事であれば1日につき4,250円であることが分かるが、それ以外の時間であった場合の支給額が明確になっていない（ただし、4時間程度であれば表下段に従い1日につき3,000円である。）。

そこで、従事時間が4時間から8時間の間であった場合の支給額を各高等学校に確認した結果が図表 4-9である。

図表 4-9 従事時間 4時間から 8時間の場合の手当支給額

高 校	金 額	備 考
向陽	3,000円	—
菊里	3,000円	ただし 7時間半の際は 8時間程度として扱い、 4,250円
桜台	3,000円	—
北	—	7時間であっても、1日仕事と認められるものは 8時間程度として扱う
緑	3,000円	—
富田	—	1日仕事と認められるものは 8時間程度として扱う
山田	3,000円	—
名東	3,000円	—
西陵	3,000円	—
名古屋商業	3,000円	ただし 7時間半の際は 8時間程度として扱い、 4,250円
若宮商業	3,000円	—
工業	3,000円	—
工芸	3,000円	ただし 7時間半の際は 8時間程度として扱い、 4,250円
中央	3,000円	—

図表 4-9より、4時間程度とみなして 3,000円支給している高等学校が多いものの、4,250円を支給する高等学校もある。

同じ従事時間であるにも拘わらず高等学校ごとに支給額が異なるのは不公平であるため、従事時間が 4時間から 8時間の間であった場合に関しても、支給額に関する統一的な規定を設けることが望ましい。

第 5 外部監査の結果（個別事項）

1 各高等学校の個別事項

（1）向陽高校

ア 概 要

所在地	名古屋市昭和区広池町47
設立年	1980年（昭和55年）
築年数	37年
生徒数	1,086名（平成28年 5月 1日現在）

* 設立年、築年数は校舎棟の平均としている（以下、同じ。）。

校舎



平成28年度収支の状況

単位：円

歳入	
教育使用料	
高等学校授業料	128,076,300
職員駐車場	1,376,567
教育手数料	
高等学校入学検定料	1,716,000
高等学校入学料	2,022,700
弁償金	
光熱水費弁償金	278,510
歳入計	133,470,077
歳出	
学校管理費	
報償費	506,200
旅費	3,011,620
需用費	8,381,694
役務費	767,812
委託料	4,269,547
使用料及び賃借料	6,076,852
工事請負費	13,988,052
原材料費	89,427
備品購入費	2,588,189
歳出計	39,679,393

出典：教育委員会情報提供のもと外部監査人加工（以下、同じ。）

＊ 市立高等学校で発生する人件費は教育委員会で一括管理しているため、人件費は歳出の内訳には記載していない。なお、歳入の教育使用料の職員駐車場に係る金額は、決算額上は高等学校の学校管理費の歳入から除く（以下、同じ。）。

イ 現場往査期間

平成29年 7月19日、20日

ウ 結 果

「第 1 外部監査の概要 5 外部監査の方法 (2) 主な監査手続」を実施した結果、次の事項について指摘を述べることとする。

なお、各指摘又は意見は、各高校に対するものである（以下、同じ。）。

(ア) 学校徴収金の通帳未記入について（指 摘）

平成28年度入学生分の 4月度学校徴収金につき、全員分の領収書（控）があり全額徴収しているにもかかわらず、通帳には一部金額が入金されていなかった。学校徴収金については、領収後、概ね 1週間以内に金融機関の所定の口座に入金すべきものであり、一度入金して記録を残さないと本来の額を徴収したという事実が確認できない。徴収した現金は、一部ではなく全額を確実に入金し、通帳に記録されたい。

(イ) 各種口座への振替停止について（指 摘）

学校徴収金マニュアル「1基本的事項 (2) 計画的、効率的な執行」という観点からは、目的ごとに口座を開設しあらかじめ一定額を分配しその範囲内で目的に沿った支出を行うものと考えられる。しかしながら、前事務長が担当していた平成28年 6月まで、学校徴収金の使用資金が、目的ごとに開設した口座からではなく、集めた学校徴収金を各口座に振り分ける前の集約口座から直接に引き出されていた。当該方法は計画的、効率的な執行という性格に馴染まない。以後、開設した各口座に速やかに振り分けるようにされたい。

(ウ) 原因不明の残余金の発生について（指 摘）

本来であれば目的ごとに設定した口座に振り分け後、学校徴収金の集約口座の残高は平成29年 3月末時点で 0円になるはずであるが、原因不明の残余金が発生しており、平成28年度精算後、175,522円が事務室金庫に長期間保管されている状態になっている。教育委員会とも協議の上、他の口座の中から妥当な口座に寄付する等の処置をされたい。

(エ) 学校徴収金の納品検査確認事務について（指 摘）

学校徴収金マニュアル「3 徴収金会計事務 (4) 検査確認事務」によれば、発注者や立会者等、複数の確認印を押印し、納品のダブルチェックを必ず行う必要があるが、学校徴収金による支出の納品書にはその証跡がなかった。ダブルチェックを実施し、その証跡を残すべきである。

(オ) 学校徴収金の理科実習費の引出日付と領収書日付の乖離について（指 摘）

学校徴収金の理科実習費の購入伺い書の中で、株式会社 Sから購入したハサミ代があった。しかし、当該ハサミ代は請求書日付平成28年 6月16日、通帳引出日付 6月21日、領収書日付10月19日であった。当該事実は、長期間金庫に現金が眠っていることを意味し、現金紛失及び現金流用といったリスクが生じるおそれがある。したがって、引き出してから業者に支払うまでの期間の長期化は避けるべきである。

(カ) 現金徴収した学校徴収金の取扱いについて（指 摘）

学校徴収金が期日までに振り込まれなかった場合、学校事務担当者が、生徒から現金で徴収し銀行で振込を行っている。しかしながら、銀行振込は未納者分の金額すべての徴収が終わってから行っていた。現金を 1

週間を超えて金庫に置いておくのは学校徴収金マニュアル「3 徴収金
会計事務」に反することから、徴収後速やかに銀行振込をすべきである。

(キ) 工事請負費の契約事務について（指 摘）

平成29年 2月～ 3月に実施された舞台照明改修工事 2,484,000円につ
き、契約書を入手していなかった。当該工事は 200万円を超える工事で
あったため契約書の入手が必要である。

なお、工事又は製造の請負に関する見積書、請書及び検査調書の要否
の関係は以下の表のとおりである。

区分	30 万円超	100 万円以上 200 万円以内	200 万円超
見 積 書	2 人以上	2 人以上	2 人以上
請 書	必要	必要	請書ではなく契約書が必要
検 査 調 書	不要	必要	必要

出典：教育委員会「学校事務の手引き」第 2 編経理より外部監査人加工

(2) 菊里高校

ア 概 要

所在地	名古屋市千種区星が丘元町13番 7号
設立年	1962年（昭和37年）
築年数	55年
生徒数	1,073名（平成28年 5月 1日現在）

校舎



平成28年度収支の状況

単位：円

歳入	
教育使用料	
高等学校授業料	126,987,300
職員駐車場	1,269,704
その他	172,800
教育手数料	
高等学校入学検定料	1,925,000
高等学校入学料	1,943,600
弁償金	
光熱水費弁償金	248,097
歳入計	132,546,501
歳出	
学校管理費	
報償費	230,608
旅費	1,504,930
需用費	6,158,207
役務費	1,359,625
委託料	1,120,723
使用料及び賃借料	70,000
工事請負費	4,852,443
原材料費	97,622
備品購入費	4,313,012
歳出計	19,707,170

イ 現場往査期間

平成29年 8月14日、15日

ウ 結 果

「第 1 外部監査の概要 5 外部監査の方法 (2) 主な監査手続」を実施した結果、次の事項について指摘又は意見を述べることとする。

(ア) 学校徴収金の納品検査確認事務について（指 摘）

学校徴収金マニュアル「3 徴収金会計事務 (4) 検査確認事務」によれば、発注者や立会者等、複数の確認印を押印し、納品のダブルチェックを必ず行う必要があるが、学校徴収金による支出の納品書にはダブルチェックの証跡がなかった。実務上、事務職員と担当教員でダブルチェックはなされているとのことだが、今後はダブルチェックの実施の証跡を残す必要がある。

また、納品書の添付がないものが散見されたため、物品確認資料として適切な保管をすべきである。

(イ) 学校徴収金の購入（支出）伺い書について（指 摘）

修学旅行費（音楽科）、家庭科実習費について、購入（支出）伺い書が作成されていなかった。事後的に使用した金額を校長が確認しているが、学校徴収金マニュアルに基づき、金額の多少にかかわらず、事前に校長の決裁を受けるべきである。

(ウ) 学校徴収金の返金処理について（指 摘）

稲武合宿、修学旅行の各欠席者へ返金した際に、現金を担当が生徒に返金しているが、その証拠となる領収書が添付されていなかった。これは実際に返金されたのかどうかについての管理を学校として行っておらず、実際に生徒に返金したのか、いくら返金したのかが曖昧となり、現金紛失及び現金流用のリスクも生ずる。このため、返金の決裁書と共に、

生徒から領収書を入手し、それをファイルに保管・管理すべきである。

(エ) 学校徴収金のクラス費について（意見）

菊里高校では、クラス費を徴収している。クラス費は、球技大会、菊里祭（学校祭）の際に集金する他、稲武合宿残金 348,188円、修学旅行残金（普通科 890,907円、音楽科 249,680円）をクラスごとに案分して振り替えた現金を包含し、職員室金庫にて保管されている。また、この管理は、各担任教員が担当している。出納簿と領収書の保管はされていて、年度末に教頭、校長決裁のもと保護者へ決算報告がなされ、年度末の残高は生徒に返金しているが、監査時点の残高が1Bクラス 170,267円、2Dクラス63,272円と相対的に多額のクラスもあった。

教頭、総務主任へ質問したところ、クラスごとに通帳を作るのは煩雑であり、現状、紛失トラブル等はないため、現金管理となっているとのことであるが、現金管理は現金紛失及び現金流用リスクもあることから通帳管理することを検討されたい。

(オ) 金券会計について（意見）

菊里祭（学校祭）での模擬店販売に金券が用いられているが、その販売による現金収入は 948,000円と多額であった。余った金券の払い戻し、各模擬店の売上等の精算、職員会議での収支報告まで 1か月程度を要するが、当該現金は担当教師が金庫で保管しているとのことである。現金紛失及び現金流用リスクを鑑みれば、学校徴収金の預金口座に預け入れることが望ましい。

(カ) 学校徴収金の領収書の手書き修正について（意見）

生徒会会計の演劇部のコピー代 120円のレシートの金額が 4,000円と手書き修正されているものがあった。

当該レシートの裏面には、12部コピーした段階でコピー用紙が紙切れとなり、いったんレシートをもらったが、その後にレシートの用紙も紙切れとなってしまったので、残りのコピー代も含めて、店員のサイン付きで手書きで 4,000円と記載してもらった旨が記載されていた。

不正の誤解を招く行為であり、このような場合には、日を改めて再発行してもらうことが望ましい。

(キ) 学校徴収金の立替について（指 摘）

生徒会会計の中で理科部、吹奏楽部の活動費が支払われているが、その支出の中に個人のクレジットカードで立替払いされているものがあった。

立替は、学校徴収金と個人現金との境界線を曖昧にするとともに、教員が立替精算の請求を失念すると教員本人に経費負担させることになる。今後は、立替が発生しないよう、購入方法を改善されたい。

(ク) 学校徴収金の返金用ゆうちょ銀行口座について（意 見）

ゆうちょ銀行口座に、生徒から学校徴収金を集金する口座の他、返金口座を別に設けている。

当該返金口座は、退学者等への返金あるいは三菱東京 UFJ銀行の学校諸費口座（生徒から集めた学校徴収金を各費用の口座に振り分ける前の集約口座）への振替の際に発生する振込手数料を負担する口座であるが、平成22年度以降残高が残った状態となっている。

預金通帳は紛失リスクを有するため、当該口座は残高の使途を決めたうえで、閉鎖することが望ましい。

(ケ) 老朽化について（意 見）

南校舎のトイレは扉の閉まりの噛み合わせが悪く、また、トイレの扉

の下がめくれかかっている。けがや更なる破損等発展する前に、対策を講ずるのが望ましい。

南校舎トイレ



南校舎トイレ



南校舎トイレ



(3) 桜台高校

ア 概 要

所在地	名古屋市南区霞町21番地
設立年	1969年（昭和44年）
築年数	48年
生徒数	1,119名（平成28年 5月 1日現在）

校舎



平成 28 年度収支の状況

単位：円

歳入	
教育使用料	
高等学校授業料	132,382,800
職員駐車場	1,434,834
教育手数料	
高等学校入学検定料	1,573,000
高等学校入学料	2,005,750
弁償金	
光熱水費弁償金	254,804
歳入計	137,651,188
歳出	
学校管理費	
報償費	292,780
旅費	1,271,370
需用費	7,131,227
役務費	664,731
委託料	1,262,644
工事請負費	8,278,151
原材料費	51,408
備品購入費	4,849,519
負担金、補助及び交付金	2,000
歳出計	23,803,830

イ 現場往査期間

平成29年 8月 9日、10日

ウ 結 果

「第 1 外部監査の概要 5 外部監査の方法 (2) 主な監査手続」を実施した結果、次の事項について指摘又は意見を述べることとする。

(ア) 学校徴収金の部活動費の引出日付と領収書日付の乖離について（指摘）

合資会社 Hから購入した物品につき、領収書日付が通帳の引出日付の2か月～3か月後になっている案件が検出された。当該事実は、長期間金庫に現金が眠っていることを意味し、現金紛失及び現金流用といったリスクが生じるおそれがある。したがって、引き出してから業者に支払うまでの期間の長期化は避けるべきである。

(イ) 学校徴収金の部活動費の納品、請求から支払までの乖離について（指 摘）

部活動費 ESS (English Speaking Society) 部の中で納品及び請求月が平成28年 9月であったにもかかわらず、引出及び支払月が平成29年 1月である案件があった。また、日付で見ると領収書日付が支出決裁書日付よりも先であり支払後に決裁を起こしていた。担当者が業者からの請求を失念していたことが原因であるが、支払いの前に支出決裁をとるルールを順守すべきである。

(ウ) 学校徴収金の部活動費の支出決裁書金額と実際支払額との乖離について（指 摘）

部活動費ハンドボール部の中で支出決裁書金額と実際支払額が乖離している案件があった。当該案件は体育館用ゴールウェイトの購入であり、支出決裁書の金額38,880円は請求書金額と一致しているため正である。

ただし、引き出す際に80円少なく38,800円で引き出してしまいそのまま業者に支払ったため実際支払額があるべき支払額よりも80円少なくなってしまった。引出後、業者に支払うまでの間に複数人で再度確認することにより防止することが可能であったと考えられる。今後は複数人で確認する体制を強化し再発防止に努めるべきである。

(エ) 学校徴収金の部活動費の支出決裁書金額と根拠資料との乖離について（指 摘）

部活動費バレーボール部の中で支出決裁書金額と根拠資料である銀行利用明細の金額が乖離している案件があった。当該案件は、バレーボールの協会登録費及び高等学校体育連盟登録費の振込に係る手数料が原因である。金額の関係から 2回に分けて振込を行い、振込手数料の金額は、銀行利用明細上は 2枚合わせて 648円であった。ただし、通帳の引出金額及び支出決裁書の金額は 568円となっていた。これは、銀行利用明細のうち 1枚の中に、おつり金額が印字されていて、その金額を振込手数料と誤って認識し、同金額で支出決裁に回し、預金から引き出したものと推測される。根拠資料である銀行利用明細と通帳の引出額を第三者が照合することによって気付くことが可能であったと考えられる。今後は複数人で確認する体制を強化し再発防止に努めるべきである。

(オ) 学校徴収金の部活動費の領収書紛失について（指 摘）

部活動費軽音部の中で根拠資料として見積書のみ案件があった。確認したところ領収書を入手していたが紛失したとのことであった。さらに、当該案件についてはバーゲン品で、実際には見積書19,352円よりも 3,776円安く購入できたとのことであった。今後は領収書等の関係書類の管理を十分に徹底するとともに、最終確定額である請求書も必ず残すべきである。

(カ) 学校徴収金の納品検査確認事務について（指 摘）

学校徴収金マニュアル「3 徴収金会計事務 (4) 検査確認事務」によれば、発注者や立会者等、複数の確認印を押印し、納品のダブルチェックを必ず行う必要があるが、学校徴収金による支出の納品書にはその証跡がなかった。ダブルチェックを実施し、その証跡を残す必要がある。

(キ) 学校徴収金の引出日付と領収書日付の乖離について（指 摘）

平成28年度の生徒会費会計において、下記のように支出決裁を受け銀行口座資金を引き出した日付から業者への支払いが約 2か月間遅れる場合があった。

支出決裁 日付	銀行口座 引出日付	納品書 日付	領収書 日付	金額	取引先
10月 7日	10月12日	9月 9日	1月10日	4,350円	A商店
10月31日	11月 1日	—	1月10日	9,141円	〃

銀行口座から支払資金を引き出してから、2か月以上現金を学校に保管しているのは現金紛失及び現金流用のリスクの観点からは好ましくない。また、上記の取引先においては、納品書、請求書に日付記載が漏れている場合が散見された。支払の根拠となる事実を明示する納品書に関しては、必ず日付を記載したものを提出させるように業者を指導されたい。さらに、10月 7日の決裁については納品書日付が先行し事後決裁となっているため、学校徴収金マニュアルに基づき事前に校長の決裁を受けるようにされたい。

(ク) 学校徴収金の支出決裁書の決裁日記入について（指 摘）

進路指導費、部活動費について決裁日が空欄の支出決裁書が発見され

た。学校徴収金マニュアルによると、物品の購入その他の支出を行おうとする場合は、金額の多少にかかわらず、事前に校長の決裁を受ける必要がある。決裁日が空欄の場合、事前の決裁を受けているか判断できず、支払いが年度末付近の場合、どの年度の支出か判断することができない。このため、決裁日の記入を徹底する必要がある。

(ケ) 老朽化について（意 見）

2棟のトイレのドアの下がめくれかかっていたり、体育館横のコンクリートが破損していたり、体育館の外壁の一部がめくれている落下の可能性も排除できない状況である。

いずれもけがや更なる破損等に発展する前に、対策を講ずるのが望ましい。

2棟トイレ



2棟トイレ



体育館横



体育館



(4) 北高校

ア 概 要

所在地	名古屋市北区如来町50番地
設立年	1970年（昭和45年）
築年数	47年
生徒数	947名（平成28年 5月 1日現在）

校舎



平成28年度収支の状況

単位：円

歳入	
教育使用料	
高等学校授業料	112,038,300
職員駐車場	1,707,752
教育手数料	
高等学校入学検定料	1,232,000
高等学校入学料	1,717,600
弁償金	
光熱水費弁償金	482,743
歳入計	117,178,395
歳出	
学校管理費	
報償費	172,210
旅費	1,985,055
需用費	8,017,507
役務費	537,671
委託料	1,713,756
使用料及び賃借料	2,460,286
工事請負費	4,783,106
原材料費	1,074
備品購入費	3,725,434
歳出計	23,396,099

イ 現場往査期間

平成29年 8月 3日、 4日

ウ 結 果

「第 1 外部監査の概要 5 外部監査の方法 (2) 主な監査手続」を実施した結果、次の事項について指摘又は意見を述べることとする。

(ア) 学校徴収金の学年費の出納管理について（指 摘）

学年費の出納管理について、通帳に入出金の用途を記載して管理しているものの、用途の記載がない取引が散見された。通帳への用途の記載自体は否定しないが、出納簿を作成して管理すべきである。

(イ) チャリティーバザーの売上金の管理について（意 見）

監査時において、金庫内に現金 116,421円が保管されていた。これは主に文化祭時に実施される PTA主催のチャリティーバザーの売上金であるが、そのうち89,300円は前年からの繰り越し分であった。長期間多額の現金を保管していることは、現金紛失及び現金流用といったリスクが生じるおそれがある。このため、繰越額については、PTA会費口座へ入金する等、通帳での管理が望ましい。

(ウ) 夏期講習及び冬期講習の出納管理について（指 摘）

夏期講習及び冬期講習に参加する生徒から一定額を徴収している。

平成28年度の収入は各々、382,300円及び47,500円であり問題集等の購入に充当していたが、経費の手書きメモが残されているだけであったため、出納簿に記録して管理すべきである。

(エ) 夏期講習及び冬期講習の現金管理について（意 見）

夏期講習及び冬期講習の出納は平成29年 6月19日まで記録があったが、

その時点での残高は約23,000円と試算された。

残余が発生した場合については、残金を案分し受講生に返金すべきである。案分できなかった残金については、例えば申込時に周知の上、受講生に還元できる用途等で執行し、できる限り繰越金が発生しないようにすべきである。

(オ) 需用費の物品発注依頼書の確認者について（意見）

依頼者、確認者がともに事務長であるものが散見された。

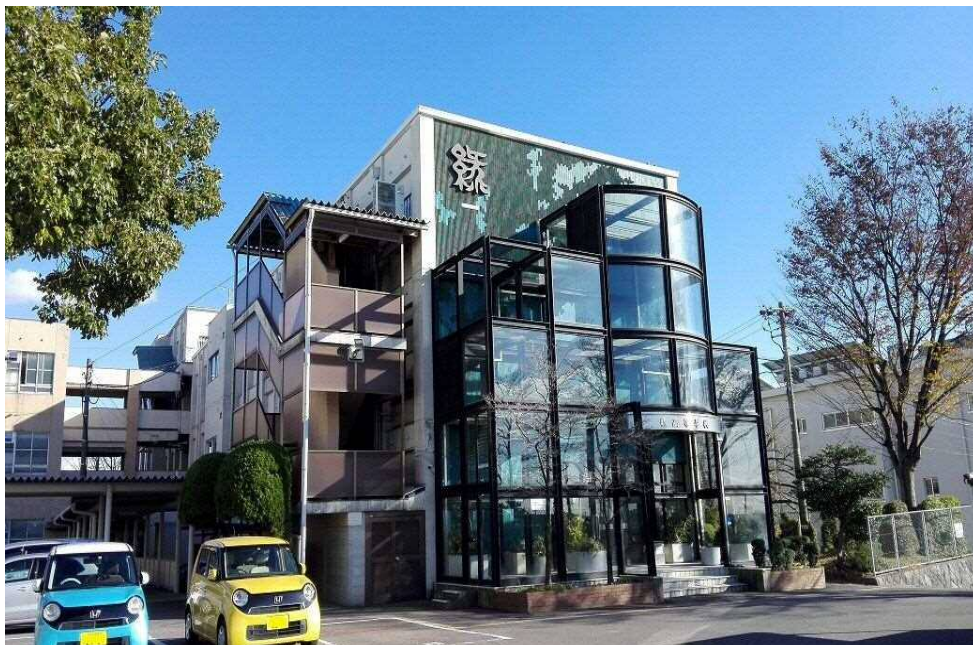
検査員は事務長となっているためやむを得なかったとのことであるが、このような場合は2人以上による確認を徹底することが望ましい。

(5) 緑高校

ア 概 要

所在地	名古屋市緑区旭出一丁目1104番地
設立年	1966年（昭和41年）
築年数	51年
生徒数	1,076名（平成28年 5月 1日現在）

校舎



平成28年度収支の状況

単位：円

歳入	
教育使用料	
高等学校授業料	127,086,300
職員駐車場	1,729,150
その他	10,800
教育手数料	
高等学校入学検定料	1,775,400
高等学校入学料	1,977,500
弁償金	
光熱水費弁償金	1,206,583
歳入計	133,785,733
歳出	
学校管理費	
報償費	74,000
旅費	1,466,110
需用費	5,901,958
役務費	362,140
委託料	1,469,124
使用料及び賃借料	186,660
工事請負費	2,960,764
備品購入費	3,742,009
歳出計	16,162,765

イ 現場往査期間

平成29年 8月22日、24日

ウ 結 果

「第 1 外部監査の概要 5 外部監査の方法 (2) 主な監査手続」を実施した結果、次の事項について指摘又は意見を述べることとする。

(ア) 学校徴収金の納品検査確認事務について（指 摘）

学校徴収金マニュアル「3 徴収金会計事務 (4) 検査確認事務」によれば、発注者や立会者等、複数の確認印を押印し、納品のダブルチェックを必ず行う必要があるが、学校徴収金による支出の納品書にはその証跡がなかった。ダブルチェックを実施し、その証跡を残す必要がある。

(イ) 学校徴収金の進路指導費の用途について（指 摘）

進路指導費において、伝票 No. 38で平成29年 3月 6日に48,362円の掃除機を購入していた。生徒の進路指導等に使用する教室を掃除するためのものとのことである。

学校徴収金マニュアルの基本的事項に、原則として、執行計画に基づいて、必要不可欠なものについて執行すると記載されている。また、学校徴収金の使途基準に、学校徴収金で支出できるものは、「児童等の所有物にかかわるもの、児童等に還元される実費としての性格を有するもの」であり、「学校の管理運営にかかわるもの、専ら教職員が使用するもの、授業や学校行事に必要な、施設設備・備品にかかわるもの」は学校徴収金で支出できないという記載がある。学校徴収金は生徒から徴収し、生徒のために使用するものである。掃除機は進路指導室等を掃除するためのものであり、学校のために使用する掃除機を購入すべきではない。学校徴収金マニュアル記載の学校徴収金の使途基準を徹底されたい。

(ウ) 学校徴収金の教科教材費の請求書日付及び領収書日付について（意見）

教科教材費伝票 No. 88、平成29年 3月16日申請の請求書及び領収書に日付がなかった。日付がない場合、いつの支払であるかが不明確になる。特に本伝票は 3月のものであり、期をまたぐ可能性もあるため、日付は必ず記載するように業者を指導されたい。

(エ) 学校徴収金の教科教材費の用途について（意見）

教科教材費の収入と支出の金額が一致していた。伝票 No. 90（最後の伝票）、平成29年 3月29日に購入された 144,000円の領収書はあるものの、印刷機マスター等とのみ記載され、詳細な内容が不明であった。また、当該物品を購入することにより、1年間の収入と支出の金額が一致していた。通常、収入と支出が一致することは珍しい。しかも印刷機のマスターのみを購入するには金額が大きく、その他に購入したものの内容は不明である。学校徴収金の使用につき、保護者への説明責任を果たし、透明性を確保するため、内容を後に確かめられるようにしておくことが望ましい。

(オ) 学校徴収金の積立金の根拠証憑添付漏れについて（指摘）

積立金の購入伺い書の中で、見積書しかなく、請求書や領収書がない案件があった。これら根拠証憑がない場合には、積立金会計の目的通りに執行されたかが判別できないことから必ず添付することが必要である。

(カ) 金庫について（意見）

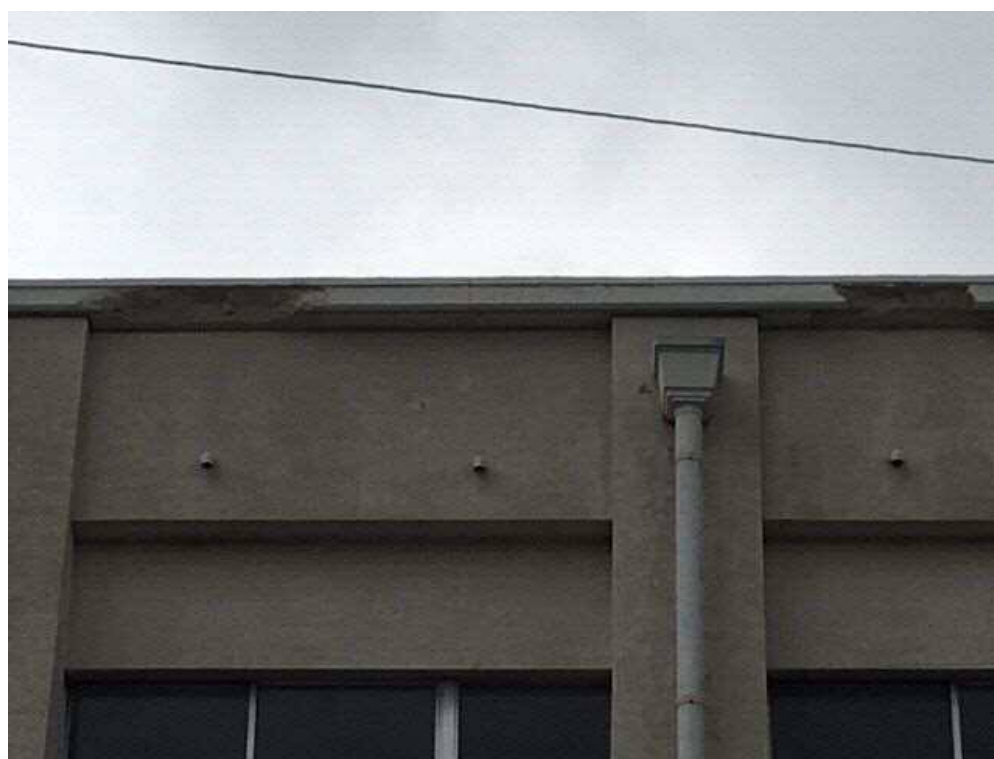
事務室にある金庫の中身を確認した結果、10年以上前の領収書や納品書など古いものが保管されていた。不要なものがあれば処分することが

望まれる。

(キ) 老朽化について（意 見）

校舎の壁の一部が落下し、そのまま応急の措置で固定化されている。風雨の影響でさらなる落下の可能性も排除できず、早急に対策を講ずるのが望ましい。

校舎



(6) 富田高校

ア 概 要

所在地	名古屋市中川区富田町大字榎津字上鶴垂 111番地
設立年	1974年（昭和49年）
築年数	43年
生徒数	875名（平成28年 5月 1日現在）

校舎



平成28年度収支の状況

単位：円

歳入	
教育使用料	
高等学校授業料	103,385,700
職員駐車場	1,264,434
その他	4,800
教育手数料	
高等学校入学検定料	1,020,800
高等学校入学料	1,469,000
弁償金	
光熱水費弁償金	193,070
歳入計	107,337,804
歳出	
学校管理費	
報償費	7,500
旅費	1,153,617
需用費	6,027,900
役務費	331,286
委託料	1,244,556
使用料及び賃借料	85,460
工事請負費	2,490,002
備品購入費	3,114,548
歳出計	14,454,869

イ 現場往査期間

平成29年 7月21日、24日

ウ 結 果

「第 1 外部監査の概要 5 外部監査の方法 (2) 主な監査手続」を実施した結果、次の事項について指摘を述べることとする。

(ア) 学校徴収金の立替について（指 摘）

領収書日付の方が引出日付よりも先行しているものがあった。これは、教員による立替を意味するが、実務上、部活動で使用するボールなど都度申請にすると活動ができなくなるという理由であった。しかし、立替は、学校徴収金と個人現金との境界線を曖昧にするとともに、教員が立替精算の請求を失念すると教員本人に経費負担させることになるため、立替による購入にならないよう、改善されたい。

(イ) 授業料債権の不納欠損処理について（指 摘）

平成28年度の不納欠損処分決裁書を調査すると、平成21年 7月分から 9月分の授業料債権（金額は約29,000円）を不納欠損処理していた。不納欠損処理の理由としては、最終納入期限日（平成21年 9月14日）から 5年以上経過し消滅時効が完成していることとしているが、督促状等の根拠資料は文書保存期限経過ということで不明であった。滞納授業料債権については、督促状の発行や債務承認書による時効の中断がある。時効が成立する日がいつかを把握し、時効完成時の会計期間において不納欠損処理するためにも、今後は、督促状や債務承認書の控えを保管しておくべきである。

(7) 山田高校

ア 概 要

所在地	名古屋市西区二方町19番地の 1
設立年	1978年（昭和53年）
築年数	39年
生徒数	821名（平成28年 5月 1日現在）

全体図



平成28年度収支の状況

単位：円

歳入	
教育使用料	
高等学校授業料	97,218,000
職員駐車場	965,734
教育手数料	
高等学校入学検定料	1,480,600
高等学校入学料	1,536,800
弁償金	
光熱水費弁償金	197,647
歳入計	101,398,781
歳出	
学校管理費	
報償費	73,000
旅費	1,631,750
需用費	5,790,224
役務費	346,104
委託料	1,431,032
使用料及び賃借料	96,100
工事請負費	7,541,108
原材料費	49,800
備品購入費	3,553,052
歳出計	20,512,170

イ 現場往査期間

平成29年 7月25日、26日

ウ 結 果

「第 1 外部監査の概要 5 外部監査の方法 (2) 主な監査手続」を実施した結果、次の事項について指摘又は意見を述べることとする。

(ア) 学校徴収金の購入伺い書の校長、教頭の決裁印漏れについて（指摘）

校長、教頭の決裁印のない購入伺い書が特に生徒会費において散見された。物品の購入については金額の大小に関わらず、校長、教頭の決裁が必要であるため今後気を付けて管理すべきである。

(イ) 学校徴収金の部活動費の引出日付と領収書日付の乖離について（指摘）

株式会社 Zについて領収書日付が通帳の引出日付の数月間後になっている案件が検出された。当該事実、長期間金庫に現金が眠っていることを意味し、現金紛失及び現金流用といったリスクが生じるおそれがある。したがって、引き出してから業者に支払うまでの期間の長期化は避けるべきである。

(ロ) 転入検定料の領収書について（意見）

転入検定料の領収書につき領収書綴りを見たところ領収書 No. 25の用途欄が空白であった。金額からして検定料であることは明白ではあると考えられるが、あたかも担当者による領収書の私的使用があったかのような誤解を生じさせる可能性があるため用途を記入されたい。

(8) 名東高校

ア 概 要

所在地	名古屋市名東区大針一丁目 351番地
設立年	1983年（昭和58年）
築年数	34年
生徒数	1,121名（平成28年 5月 1日現在）

校舎



平成28年度収支の状況

単位：円

歳入	
教育使用料	
高等学校授業料	131,897,700
職員駐車場	2,025,984
その他	172,800
教育手数料	
高等学校入学検定料	1,885,400
高等学校入学料	2,022,700
弁償金	
光熱水費弁償金	286,213
その他	79,200
歳入計	138,369,997
歳出	
学校管理費	
報償費	213,750
旅費	1,871,195
需用費	6,143,032
役務費	374,048
委託料	1,581,905
使用料及び賃借料	33,000
工事請負費	4,362,876
原材料費	259,200
備品購入費	3,737,366
負担金、補助及び交付金	5,000
歳出計	18,581,372

イ 現場往査期間

平成29年 8月14日、15日

ウ 結 果

「第 1 外部監査の概要 5 外部監査の方法 (2) 主な監査手続」を実施した結果、次の事項について指摘又は意見を述べることとする。

(ア) 学校徴収金の生徒会費の金額申請不足について（指 摘）

生徒会費については、顧問の教員が小切手引換票に必要事項を記載したのち生徒会に提出し、小切手を受け取り、後日自ら現金化する。

卓球部の協会個人登録料につき、領収書金額は顧問 2 名分 3,000 円となっていたが、顧問の教員が小切手引換票に 1,500 円と記載してしまった。その結果、本来あるべき金額よりも 1,500 円少ない金額で小切手が振り出されてしまった。当該案件は第三者が領収書と小切手引換票の金額の一致を確認することで防止できたといえ、複数人で確認するという体制になっていなかったものと思われる。また、校長の承認もなかった。今後は複数の目で確認すること及び校長の承認を得ることを徹底すべきである。

(イ) 学校徴収金の生徒会費の小切手管理について（指 摘）

生徒会費については、他の学校徴収金とは異なり普通預金通帳ではなく小切手帳を生徒会で保管している。この点、学校徴収金マニュアル「3 徴収金会計事務」によると預金通帳の名義人は原則として学校長とし、名義人の責任で保管することとされているので、小切手帳を生徒会名義にしておくのは特段の事情がなければマニュアルに即した方法とはいえない。また、決裁についても生徒会費以外の学校徴収金は、購入並びに代金支出伺いに事務長、教頭及び校長の決裁印を押印するが、生徒会費の支出については、事務長、教頭及び校長の決裁を経ずに行われている。小切手帳を振り出してもらうには、小切手引換票を生徒会へ提出する必要がある、これが他の学校徴収金という購入並びに代金支出伺

いに該当するため、小切手引換票に生徒会代表、事務長、教頭及び校長の決裁を受ける必要がある。

(ウ) 学校徴収金の生徒会費の小切手の使用について（意見）

名東高校では生徒会費についてのみ当座預金を使用しているが、他の高等学校では普通預金を使用している。当座預金の場合、小切手帳の現物を管理する必要がある、追加で事務負担が発生する。また、小切手の場合は、振出のタイミングを教職員の判断に委ねることになり、後日まとめて振出した場合には会計年度またぎの振出が起ころリスクが考えられる。このため、名東高校のみに当座預金を使用することに合理的な理由があるとは考えられない。追加の事務負担の軽減及び会計年度またぎの振出のリスクの観点から、他の高等学校との平仄を合わせて普通預金を使用されることを検討されたい。

(エ) 工事請負費の契約事務について（指摘）

工事契約金額 1,296,000円の消防設備修繕工事につき工事検査調書がなかった。100万円以上の工事契約については必ず工事検査調書が必要であるため、今後気を付けて管理すべきである。見積書、請書及び検査調書の要否については、「向陽高校（キ）工事請負費の契約事務について」を参照されたい。

(オ) 学校徴収金の納品検査確認事務について（指摘）

学校徴収金マニュアル「3 徴収金会計事務（4）検査確認事務」によれば、発注者や立会者等、複数の確認印を押印し、納品のダブルチェックを必ず行う必要があるが、学校徴収金による支出の納品書にはその証跡がなかった。ダブルチェックを実施し、その証跡を残す必要がある。

(カ) 根拠資料の添付漏れについて（指 摘）

学校徴収金の実習費に係る購入並びに代金支出伺い No. 40には、ゆうちょ銀行への払込金受領証はあるが、請求書、納品書がなく、また、綴ってある見積書も FAXであった。起案者が持っているであろうとのことであるが、支出伺い書を回付する段階で請求書、納品書の添付を徹底させる必要があり、また、FAX等ではなく原本を添付するよう徹底する必要がある。

(キ) 購入伺い書の校長の決裁印漏れについて（指 摘）

学校徴収金の教材費に係る購入並びに代金支出伺いNo. 134について、カッターマット等の購入伺い書に校長の決裁印の押印がされていなかった。物品の購入については金額の大小に関わらず、校長、教頭の決裁が必要であるため今後気を付けて管理すべきである。

(ク) 領収書の添付漏れについて（指 摘）

生徒会費については小切手引換票の裏に領収書を添付することとしているが、陸上競技部の東海新人戦の大会参加費は領収書の添付がなかった。領収書がない場合、当該購入伺い書に対する支払いが完結したのかが不明となってしまうため、今後領収書の添付漏れがないよう管理すべきである。

(ケ) 老朽化について（意 見）

職員室のある北棟の一部の教室の扉がさびていた。また、同じ北棟の3階準備室の天井の一部で雨漏りが発生していた。早急に対策を講ずるのが望ましい。

雨漏り



天井



(9) 西陵高校

ア 概 要

所在地	名古屋市西区児玉二丁目20番65号
設立年	1967年（昭和42年）
築年数	50年
生徒数	597名（平成28年 5月 1日現在）

校舎



平成28年度収支の状況

単位：円

歳入	
教育使用料	
高等学校授業料	70,755,300
職員駐車場	1,276,718
その他	13,200
教育手数料	
高等学校入学検定料	734,800
高等学校入学料	1,022,650
弁償金	
光熱水費弁償金	289,471
歳入計	74,092,139
歳出	
学校管理費	
報償費	600,690
旅費	1,223,890
需用費	7,627,670
役務費	999,686
委託料	2,781,876
使用料及び賃借料	1,376,720
工事請負費	2,561,459
原材料費	19,500
備品購入費	3,602,918
歳出計	20,794,409

イ 現場往査期間

平成29年 8月18日、21日

ウ 結 果

「第 1 外部監査の概要 5 外部監査の方法 (2) 主な監査手続」を実施した結果、次の事項について指摘又は意見を述べることとする。

(ア) 学校徴収金の生徒への返金の受領書について（指 摘）

退学や修学旅行キャンセルの際、学校徴収金を生徒へ返金するが、平成27年度の各学級の学校徴収金において、返金時の受領書 2名分を担当が個人的に保管したままになっていた。これは実際に返金されたのかどうかについての管理を学校として行っていなかったことを意味するものである。実際に生徒に返金したのか、いくら返金したのかが曖昧になることや現金紛失及び現金流用を防止する観点から、返金の決裁書に学校責任者（事務長）の承認印を押し、その書類と共に、生徒から受領した領収書をファイルに保管・管理すべきである。

(イ) 学校徴収金の西陵祭費の使用方法について（指 摘）

西陵祭においては、学校行事関係費から各クラスに30,000円、各ブロック（各学年の1クラスを束ねたものを1ブロックとする）に40,000円ずつが西陵祭費として配分され、各ブロックの担当教師の管理において、各クラスの出し物や看板などの作成費用が支出されている。残金は精算され各クラスに返金されるが、9,000円程度返金されているクラスもあり、全学年合計で61,549円となっている。

しかし、返金後の用途については各クラスの担任に一任されているため、どのように使用されたかは不明であり、現金紛失及び現金流用リスクが存在する。

これらのリスクを回避するため、生徒に返金しているのであれば領収書を入手する必要がある、生徒のために他の用途に使用するならば、そ

の用途を管理する会計に振り替えたうえで、支出の証拠資料に基づき当該会計において支出計上を記載する必要がある。

(ウ) 学校徴収金の引出日付と領収書日付の乖離について（指 摘）

平成28年度の入学生から徴収した各学級の学校徴収金において、書道関係費の支出が11月 9日にあったが、その資金の銀行引出は、 5月12日に 9,514円、 6月27日に62,557円（合計で72,071円）となっていた。

このように、預金を現金化した後は、現金紛失や現金流用のリスクなどが存在するため、直ちに支払を行うべきである。

(エ) 学校徴収金の各学年の費用会計の管理について（意 見）

各学年の費用会計が事務長と各学年の会計担当の 2名体制で行われていた。しかし管理は 2名で協力して行われているのではなく、それぞれが必要な部分を管理するという形式になっていたため、領収書を事務長が保有している場合と、会計担当が保有している場合とがあり、書類の管理が二重になってしまっていた。また、伺い書と領収書の保管が一緒にされていなかったため、実際に支出した金額で支払が行われているかどうかについての確認を行っているかが不明であった。管理を複数体制にして相互チェックするのは望ましいが、領収書等の証拠資料の管理は一元化し、内部監査等の監査の際にも効率的な監査ができるような管理にすることが望ましい。

(オ) 生徒会本部費の返金について（指 摘）

生徒会本部費について、退学した場合など、生徒への返金分の受け取りはいったん担任が行うため、領収書の署名が担任のものとなっていた。その後の生徒への返金は担任に任されているが、生徒からの領収書はな

かったため、最終的に該当生徒に返金されたのかが不明であった。現金の紛失及び流用を防止する観点から、生徒から領収書を入手されたい。

(カ) 学校徴収金の請求書の日付について（意見）

平成28年度入学の学校徴収金において、請求書の日付がないものがあった。当該請求に基づく支出は 5月31日に行われていたが、支出が翌年度をまたいだ場合、執行年度がはっきりしなくなってしまうため、請求書日付について記載してもらうように業者を指導されたい。

(キ) 学校徴収金伺い書の日付の記載について（指摘）

平成28年度入学の学校徴収金において、平成29年 2月27日に支出したと思われる伺い書につき、支出日の記載、申請日の記載、受取日の記載がなかった。支払関係が不明瞭になるため、日付の記載に留意されたい。

(ク) 学校徴収金の派遣費の領収書添付漏れについて（指摘）

派遣費は全国大会等に出場した際の交通費、宿泊費等の補助で多額となる（平成28年度は10万円以上 9件、うち 2件は 100万円以上）。それにもかかわらず、支出の根拠である領収書が添付されていなかった。補助の正当性を証する書類として、少なくとも領収書の入手が可能なJRのみどりの窓口での切符購入や宿泊費は添付すべきである。

(ケ) 学校徴収金の派遣費の支出について（意見）

派遣費は多額となるにもかかわらず、現地で現金払いしているとのことである。盗難等のリスクを勘案して、振込払いに変更することが望まれる。

(コ) 学校徴収金の部活動費の領収書金額未記載について（指 摘）

部活動費の中で金額欄が空白の領収書を入手していたものが 1 件あった。大会の参加登録費であるため、大会の実施要領と登録人数で支出金額は判明するが、このような領収書の入手は厳に慎むべきである。

(10) 名古屋商業高校

ア 概 要

所在地	名古屋市千種区自由ヶ丘 2丁目11番48号
設立年	1995年（平成 7年）
築年数	22年
生徒数	952名（平成28年 5月 1日現在）

校舎



平成28年度収支の状況

単位：円

歳入	
教育使用料	
高等学校授業料	112,780,800
職員駐車場	903,584
その他	39,600
教育手数料	
高等学校入学検定料	1,251,800
高等学校入学料	1,593,300
弁償金	
光熱水費弁償金	648,650
その他	1,260
歳入計	117,218,994
歳出	
学校管理費	
報償費	955,228
旅費	3,120,696
需用費	7,663,429
役務費	3,133,256
委託料	3,902,732
使用料及び賃借料	193,546
工事請負費	2,805,156
備品購入費	6,103,722
負担金、補助及び交付金	5,000
歳出計	27,882,765

イ 現場往査期間

平成29年 8月 1日、 3日

ウ 結 果

「第 1 外部監査の概要 5 外部監査の方法 (2) 主な監査手続」を実施した結果、次の事項について指摘を述べることとする。

(ア) 学校徴収金の体育実習費の購入伺い書の校長の決裁印漏れについて (指 摘)

体育の実習費についてすべての購入伺い書に校長の決裁印がなかった。また、部参加加盟費については様式自体に校長、教頭の押印欄がなかった。金額の大小に関わらず、校長、教頭の決裁は必要であるため今後気を付けて管理すべきである。

(イ) 学校徴収金の納品検査確認事務について (指 摘)

学校徴収金マニュアル「3 徴収金会計事務 (4) 検査確認事務」によれば、発注者や立会者等、複数の確認印を押印し、納品のダブルチェックを必ず行う必要があるが、学校徴収金による支出の納品書にはその証跡がなかった。ダブルチェックを実施し、その証跡を残す必要がある。

(ウ) 学校徴収金の学年費の納品、請求から支払までの乖離について (指 摘)

学年費の中で納品及び請求月が 4 月であったにもかかわらず、支払月が 11 月である案件があった。教員が支払いを忘れており支払先から連絡があったため気付いて出金伝票を作成したとのことであったが、納品請求があった場合には早期に支払いを完了させるべきである。また、当該案件につき納品欄への押印が全くなく発注者 1 人が納品の確認をした可能性もあり前述した「(イ) 学校徴収金の納品検査確認事務について」の観点からも改善が必要である。

(エ) 学校徴収金の部参加加盟費の領収書紛失について（指 摘）

県大会への参加費や協会への登録費である部参加加盟費について領収書を確認できない案件があった。領収書がない場合、当該購入伺い書に対する支払いが完結したのかが不明となってしまうため、今後領収書の添付漏れがないよう管理すべきである。

(オ) 学校徴収金の 2年被服実習費の購入伺い書での不整合について（指 摘）

購入伺い書の金額欄には 8,103円と記載されていたが、伺い書の内訳明細である物品一覧の金額を合計すると 1,223円であった。会計報告も 8,103円でなされていたが、確認したところ正しい金額は 1,223円であった。単純な事務処理の誤りと思われるが複数人で確認するなどの体制で防ぐことが可能と考えられるため、今後同様の事態が発生しないような改善策を講じるべきである。

(カ) 領収書金額と引出金額の乖離について（指 摘）

理科実習費については月ごとの伺い書の合計金額をもって引出がなされているが、7月分につき領収書金額が 9,850円であったのに対し、引出金額は10,638円であった。差額 788円は消費税分であるが元々領収書に税込と記載があったにもかかわらず、引き出す際さらに消費税率を乗じていた。そして、最終引出月で当該金額の調整がなされていた。結果的に会計報告に与える影響はないものの本来適宜修正するべきであり、気付かれなかった場合には誤った会計報告がなされてしまうため注意が必要である。

(※) 特殊勤務手当について（指 摘）

特殊勤務手当の基礎となる特殊勤務記録簿を各教員ではなく、総務担当の教員が作成している。日付の曜日が異なっていたり出勤日扱いの土曜日に行った部活動指導を休日として当該記録簿を付けていたり、検出した案件は、いずれも担当事務職員が気づき過大な特殊勤務手当が支給された実績はないものの、当該記録簿が教員への賃金支払いの原簿になるものであることを再認識し、正確性の向上に努める必要がある。

(ク) 請負工事について（指 摘）

W電気商店が請負った 359,640円の照明器具及び安定器取替工事（平成29年 2月28日から平成29年 3月24日まで）において、契約約款第 9条 1項にある現場代理人届、主任技術者届及び同第31条 1項にある工事完了届を入手していない。業者が個人であったため入手していないとのことであるが、業者の法人個人の別にかかわらず入手することが必要である。

(ケ) 私物保管について（指 摘）

管理棟 2階の職員男子休養室に私物とみられるゴルフバックとギターが置いてあった。この部屋はあくまで、教職員の着替えや宿直のために使用される部屋であることから、私物の保管は厳に慎むべきである。

(11) 若宮商業高校

ア 概 要

所在地	名古屋市天白区古川町76番地
設立年	1968年（昭和43年）
築年数	49年
生徒数	713名（平成28年 5月 1日現在）

校舎



平成28年度収支の状況

単位：円

歳入	
教育使用料	
高等学校授業料	84,338,100
職員駐車場	889,500
その他	52,800
教育手数料	
高等学校入学検定料	1,034,000
高等学校入学料	1,220,400
弁償金	
光熱水費弁償金	332,186
その他	1,296
歳入計	87,868,282
歳出	
学校管理費	
報償費	298,378
旅費	1,089,870
需用費	6,385,434
役務費	365,878
委託料	1,029,636
工事請負費	4,213,003
原材料費	41,040
備品購入費	4,367,855
負担金、補助及び交付金	2,500
償還金、利子及び割引料	18,507
歳出計	17,812,101

イ 現場往査期間

平成29年 7月31日、 8月 1日

ウ 結 果

「第 1 外部監査の概要 5 外部監査の方法 (2) 主な監査手続」を実施した結果、次の事項について指摘又は意見を述べることとする。

(f) 授業料債権の不納欠損処理について（指 摘）

平成28年度において、平成16年11月分から平成17年 8月分までの対象債権（約47,000円）と平成20年 5月分から平成21年 3月分までの対象債権（約 104,000円）の 2人の債務者に対する債権を不納欠損処理していた。不納欠損処理の理由は、前者が債務の承認が認められた平成21年10月15日から、後者は最終納入期限日の平成21年 2月16日から、いずれも5年以上経過し消滅時効が完成していることとされている。

滞納授業料債権については、督促状の発行や債務承認書による時効の中断がある。時効が成立する日がいつかを把握し、時効完成時の会計期間において不納欠損処理するためにも、督促状や債務承認書の控えを保管しておくべきである。

(i) 学校徴収金の購入（支出）伺い書について（指 摘）

小学科実習費、理科実習費、家庭科実習費、生徒会費について、購入（支出）伺い書が作成されていなかった。事後的に使用した金額を校長が確認しているが、学校徴収金マニュアルに基づき、金額の多少にかかわらず、事前に校長の決裁を受けるべきである。

(u) 学校徴収金の家庭科実習費の出納管理について（指 摘）

家庭科実習費について、請求書、領収書と出納簿による担当教員の管理で、支出の都度作成すべき支出票が作成されておらず、上長の確認は年度末の教頭による確認のみであった。

また、出納簿には支出内容と金額に記載はあるが、支出日付の記載がなかった。

購入物品の決定や納品、支払いについて、担当教員の判断だけでなく、チェック体制を確保する必要がある。また、いつ何の入出金があったかを把握できるよう出納簿に日付を記載し、管理することが必要である。

(エ) 学校徴収金の理科実習費について（指 摘）

理科実習費において、引出日付と領収書日付が乖離し、会計期間をまたいで処理されていた費用が検出された。

この理由は、すでに購入、支出済みの下記の金額を翌期の支出に回すため、購入先の 2つの業者に依頼し、納品書、請求書、領収書日付を差し替え、平成29年 4月の支出としたためである。

購入品	ケント紙 A4	コニカルビーカー 100ml 10個
購入先	株式会社 S	株式会社 T
金額	22,880円	5,616円
預金引出日付	平成28年 5月25日	平成28年 7月 1日
支出票及び領収書日付	平成29年 4月 6日	平成29年 4月 5日

こうした処理になった発端は、出納管理用の支出予算を誤って前年度の理科実習費の徴収単価（当年度は単価を減額修正していた。）で計算し、設定したため、期末近辺になって通帳残高と予算残高に差額が発生したことに担当教員が気付き、上記の処理を依頼したことにある。

上記の事実に関しては、実際の徴収額と出納簿を照合することによって発見できたと考えられる。また、学校徴収金マニュアル「3 徴収金 会計事務 (7) 会計検査」に、会計担当者は、毎学期終了後（年 3回）、学年会計簿及び学級会計個人別徴収簿の収支を合計し、学年日より、学校徴収金のお知らせ、購入（支出）伺い書、預金通帳、納品書、領収書

等関係書類をあわせて校（園）長及び教頭に提出する旨の記載があり、遅くとも 1 学期末時点で気付けたと考えられる。

そのため、当該マニュアルに従って会計検査を行うべきである。

(ウ) 学校徴収金の家庭科実習費口座について（意見）

家庭科実習は 2 年生、3 年生時に行われる。2 年生の学校徴収金で 3 年生分の家庭科実習費もまとめて徴収し、2 年生家庭科実習費口座に入金される。3 年生実習費は年間 10 万円ほどで、2 年生からの繰越額のみを収入としている。

その際、3 年生用の口座は作成しておらず、2 年生用口座では、2 年生と 3 年生の支出が混合しないよう、繰越額を全額引き出し、現金を担当教員に引き渡し、担当教員が管理している。

口座を作成していない理由を質問したところ、3 年生家庭科は 1 学期で終了してしまうためであるとのことだが、現金流用にもつながりかねないため、学年ごとに口座を分けるよう見直されたい。

(エ) 学校徴収金の預金引出について（意見）

若宮商業高校では学校徴収金の通帳、印鑑は事務長が管理を行っている。預金口座から現金の引出は各費目の担当教員の申請により事務長の許可を得て、各費目の担当教員が行っている。

このため、授業終了後に現金を引き出さなければならないため、入学式や考查期間等、授業が半日になる日に、担当教員が立替えた数か月分の支出をまとめて引出している。

学校徴収金マニュアルによると物品の購入その他の支出を行おうとする場合は、金額の多少にかかわらず、事前に校（園）長の決裁を受ける旨があり、本来は学校徴収金による支出で立替払いは認められない。教員は授業により引き出す時間が限られており、事務職員等が預金を引き出すなどの方法を検討されたい。

(※) 学校徴収金の納品検査確認事務について（指 摘）

学校徴収金マニュアル「3 徴収金会計事務 (4) 検査確認事務」によれば、発注者や立会者等、複数の確認印を押印し、納品のダブルチェックを必ず行う必要があるが、学校徴収金による支出の納品書にはその証跡がなかった。ダブルチェックを実施し、その証跡を残す必要がある。

(ク) 学校徴収金の通帳残高と決算報告残高について（指 摘）

生徒会費の決算報告の次年度繰越金額は 297,079円であり、通帳残高は 307,079円と誤差10,000円が生じていた。

内容を確認したところ、平成29年 3月31日に壮行費10,000円の支出調書があり、担当教員が立替えていたが、通帳から引き出しがなされていなかったことによる差であった。監査日時点においても担当教員には支払いがなされていなかった。決算報告は生徒会費担当の教員が支出調書をもとに作成したため、あるべき数値になっていたが、通帳残高と決算書繰越金額の一致を確認すれば、一目瞭然であったため、決算期では通帳残高との一致を照合し、出金漏れがないか確認すべきである。

(ケ) 消耗品出納簿の購入日と薬品台帳の購入日の不一致について（指 摘）

消耗品出納簿には事務職員が代金支払日を記載しているが、薬品台帳には理科教員が記載するため、支払いに先行して実際に使用した場合の購入日に乖離が生じていた。学事課・指導室から通知された「理科薬品等に関する簿冊・台帳について」の記載のとおり、消耗品出納簿と薬品台帳の購入日は整合すべきである。早急に使用する場合でも、事務職員へ情報共有を行い、薬品の適切な管理のため、消耗品出納簿と薬品台帳の内容を整合させるべきである。

なお、本件については、平成28年度以降の消耗品出納簿及び薬品台帳の購入日は納品日にて統一され、必要な措置が講じられた。

(12) 工業高校

ア 概 要

所在地	名古屋市中川区北江町 3丁目13番地
設立年	1977年（昭和52年）
築年数	40年
生徒数	716名、定時制 116名（平成28年 5月 1日現在）

校舎



平成28年度収支の状況

単位：円

歳入	
教育使用料	
高等学校授業料	87,914,700
職員駐車場	1,334,134
教育手数料	
高等学校入学検定料	982,250
高等学校入学料	1,219,950
弁償金	
光熱水費弁償金	203,729
歳入計	91,654,763
歳出	
学校管理費	
報償費	1,069,503
旅費	1,568,010
需用費	12,739,371
役務費	861,690
委託料	4,581,856
使用料及び賃借料	817,800
工事請負費	12,260,203
原材料費	68,564
備品購入費	5,484,954
負担金、補助及び交付金	60,900
歳出計	39,512,851

イ 現場往査期間

平成29年 8月 7日、 8日

ウ 結 果

「第 1 外部監査の概要 5 外部監査の方法 (2) 主な監査手続」を実施した結果、次の事項について指摘又は意見を述べることとする。

(ア) 学校徴収金の納品検査確認事務について（指 摘）

学校徴収金マニュアル「3 徴収金会計事務 (4) 検査確認事務」によれば、発注者や立会者等、複数の確認印を押印し、納品のダブルチェックを必ず行う必要があるが、学校徴収金による支出の納品書にはその証跡がなかった。ダブルチェックを実施し、その証跡を残すべきである。

(イ) 学校徴収金の引出日付と領収書日付の乖離について（指 摘）

株式会社 T、H株式会社につき領収書日付が通帳の引出日付の数月間後になっている案件が検出された。当該事実は、長期間金庫に現金が眠っていることを意味し、現金紛失及び現金流用といったリスクが生じるおそれがある。したがって、引き出してから業者に支払うまでの期間の長期化は避けるべきである。

(ウ) 現金徴収した学校徴収金の取扱いについて（指 摘）

学校徴収金が期日までに振り込まれなかった場合、窓口にて現金で徴収し銀行振込に行く。しかし、領収書の控えに領収印がなかった。後々のトラブルを避けるため日付つきで押印することが望ましい。

(エ) 調定決裁書等の保存方法について（意 見）

調定決裁書（全日制）には、歳入の節にあたる、授業料、弁償金及びその他施設使用料と一緒に綴られていた。他校では、歳入の節別に区分

がなされファイリングされているが、工業高校では一緒であった。工業高校は定時制もあり、ファイルの数が他校の倍近くになることから、できる限り少ない冊数で管理したいとのことはわかるが、1冊にすると後日調査する際にわかりづらい。1冊にするにせよ仕切りを入れる等の工夫をして節別に区分して管理することが望ましい。

同様に、定時制の方は、調定決裁書と調定決裁書兼収納金出納簿が1冊に綴られ、さらに、授業料、入学料、入学検定料と一緒に綴じられていた。こちらも同様に節別に区分するため仕切りを入れるような工夫をされたい。

(オ) 自動販売機業者負担の電気料の請求書の保管について（指 摘）

校内に設置してある自動販売機の電気料については、工業高校ではすべて自動販売機業者が負担する。業者には納入通知書を発行して市へ振り込んでもらうが、この業者への納入通知書の控えが保管されていなかった。請求の証拠資料であり適切な保管をされたい。

(カ) PTA会が負担する空調機器の電気料の支払い方法について（意 見）

学校で設置される空調機器の一部についてはPTA会がその電気料を負担しているが、他校では前期、後期の年度2回の支払いに対して、工業高校では毎月、納入通知書を発行していた。事務処理の効率化の観点から他校と同様、前期、後期の2回の請求にされたい。

(13) 工芸高校

ア 概 要

所在地	名古屋市東区芳野二丁目 7番51号
設立年	1970年（昭和45年）
築年数	47年
生徒数	836名（平成28年 5月 1日現在）

校舎



平成28年度収支の状況

単位：円

歳入	
教育使用料	
高等学校授業料	99,089,100
職員駐車場	1,294,134
その他	14,400
教育手数料	
高等学校入学検定料	1,174,800
高等学校入学料	1,406,850
弁償金	
光熱水費弁償金	214,336
その他	1,500
歳入計	103,195,120
歳出	
学校管理費	
報償費	604,250
旅費	1,580,222
需用費	9,731,519
役務費	750,010
委託料	3,111,003
使用料及び賃借料	52,240
工事請負費	8,169,345
原材料費	47,700
備品購入費	8,904,409
負担金、補助及び交付金	55,140
歳出計	33,005,838

イ 現場往査期間

平成29年 8月 2日、 4日

ウ 結 果

「第 1 外部監査の概要 5 外部監査の方法 (2) 主な監査手続」を実施した結果、次の事項について指摘又は意見を述べることとする。

(ア) 購入伺い書への事務長押印漏れについて（指 摘）

需用費の購入伺い書について、事務長の押印が漏れているものが 1 件検出された。今後気を付けて管理すべきである。

(イ) 購入伺い書への予定価格未記入について（指 摘）

需用費の購入伺い書について、予定価格の記載が漏れているものが 2 件検出された。この場合、執行決裁額が予定価格を上回っているかが判別できないおそれがあるため予定価格は記載する必要がある。

(ウ) 学校徴収金の積立金通帳残高と帳簿残高の不一致について（指 摘）

学校徴収金の積立金には、修学旅行積立金、遠征費積立金、周年行事積立金等がある。また、工芸高校では PTA 会により設置導入した空調設備について、将来の更新の際に必要となる撤去費用を 1 つの口座で積み立てている。これは他の資金と混同しないよう、撤去の目的のために計画的に積み立てており、有用であると考ええる。

しかし、積立金のうち、100 周年積立金は通帳残高と帳簿残高が不一致であった。内容を確認したところ、工芸高校では 10 年ごとに記念行事を行っており、前回の記念行事の積立金繰越額を帳簿に含めていなかったことにより通帳残高が多額となっていたためである。記念行事の終了年度に精算をして生徒に返金を行うか、帳簿上、適切に繰越処理をすべきである。

(エ) 学校徴収金のクラス費について（指 摘）

工芸高校では、学校徴収金を徴収する際、生徒一人当たりの徴収金額の合計がきりの良い金額になるよう、端数をクラス費の名目で徴収している。クラス費は主に学園祭のクラスで使用する Tシャツ制作費に使用される。クラス費はまず学校徴収金の口座に入金され、クラスごとの通帳に振り分けられる。振り分けられたクラス費の通帳管理は教頭が行うが、収支管理は各担任がしており、収支結果を年度末に校長決裁を踏まえて、保護者に報告している。しかし、事前の購入並びに支出伺い書は作成されず、担任が通帳内で資金管理を行っている。学校徴収金からクラス費に振替える際の支出伺い書は決裁されているが、それは単なる資金移動に過ぎず、費用支出負担行為の際に決裁をとるべきである。また、支出項目の請求書、納品書、領収書が保管されていないため、金額の妥当性は検証できず、資金の紛失リスクもある。

以上より、出納簿の作成や請求書、領収書、納品書等の各種証憑の保管をされたい。

(オ) 学校徴収金の納品検査確認事務について（指 摘）

学校徴収金マニュアル「3 徴収金会計事務（4）検査確認事務」によれば、発注者や立会者等、複数の確認印を押印し、納品のダブルチェックを必ず行う必要があるが、学校徴収金による支出の納品書にはその証跡がなかった。ダブルチェックを実施し、その証跡を残す必要がある。

(カ) 学校徴収金の修学旅行の精算について（指 摘）

工芸高校では 2年次に修学旅行へ行くため、入学年次ごとに 2つの通帳で修学旅行積立金を管理している。各年において行事終了後に欠席者への返金処理はなされているが、残額の精算処理がなされていなかった（平成27年 3月末：127,742円、平成28年 3月末：112,162円）。当該

金額は過去から引き継がれていた不明残高であり平成28年度に当該事実
に事務長が気付く、上記残高を卒業諸経費に繰入れ、精算がなされてい
たが、各年の行事終了後速やかに精算を行い、繰越金が発生しないよう
にすべきである。

(※) 老朽化について（意 見）

使用年数が50年を超える集じん機が置いてあった。数年前にガラスも
割れ飛散したこともあり、機械の更新を検討することが望ましい。

集じん機



(14) 中央高校

ア 概 要

所在地	名古屋市中区新栄三丁目15番45号
設立年	1988年（昭和63年）
築年数	29年
生徒数	昼間 523名、夜間 298名（平成28年 5月 1日現在）

校舎



平成28年度収支の状況

単位：円

歳入	
教育使用料	
高等学校授業料	21,394,600
職員駐車場	423,401
教育手数料	
高等学校入学検定料	309,700
高等学校入学料	441,000
弁償金	
光熱水費弁償金	69,592
歳入計	22,638,293
歳出	
学校管理費	
報償費	813,400
旅費	1,626,766
需用費	7,080,082
役務費	374,076
委託料	5,149,438
使用料及び賃借料	53,190
工事請負費	2,575,637
原材料費	20,692
備品購入費	7,187,142
負担金、補助及び交付金	10,000
歳出計	24,890,423

イ 現場往査期間

平成29年 8月29日、30日

ウ 結 果

「第 1 外部監査の概要 5 外部監査の方法 (2) 主な監査手続」を実施した結果、次の事項について指摘又は意見を述べることとする。

(ア) 学校徴収金の支出伺い書について（指 摘）

支出伺い書について決裁日付の記載がないものが散見された。学校徴収金マニュアルによれば事前に校長の決裁を受ける必要がある。事前決裁の事実が不明瞭になるため、日付の記載を行うべきである。

(イ) 学校徴収金の納品検査確認事務について（指 摘）

学校徴収金マニュアル「3 徴収金会計事務 (4) 検査確認事務」によれば、発注者や立会者等、複数の確認印を押印し、納品のダブルチェックを必ず行う必要があるが、学校徴収金による支出の納品書にはその証跡がなかった。ダブルチェックを実施し、その証跡を残す必要がある。

(ウ) 学校徴収金のJR交通費について（指 摘）

囲碁将棋部で全国大会へ参加した交通費について、新幹線の利用があるが、切符の写しは保管していたものの領収書の添付がなかった。当該JRの交通費は総額50,600円と少額とは言えないため、領収書を入手するべきであった。

なお、本件については、平成29年度からは領収書は添付され、必要な措置が講じられた。

(エ) 学校徴収金の立替について（指 摘）

学校徴収金による物品の購入その他の支出の際は、「(ア) 学校徴収金

の支出伺い書について」に記載のとおり、事前に校長の決裁を受けることを必要としている。下記に記載の費用について、いずれも領収書日付が決裁日付より 1か月以上先行している。

急な支出等を行う場合であったとしても、事前に校長の決裁を受けるとともに、立替払いが発生しないよう改善されたい。

費目	内容	支出決裁日付	領収書日付	金額
生徒会費 (昼間)	バトミントン部の 全国大会参加費	平成28年 9月 1日	平成28年 7月12日	29,700円
生徒会費 (夜間)	電卓代	平成29年 2月14日	平成28年 12月13日	10,000円
家庭科実習 費(夜間)	布絵本材料代	平成28年 10月 7日	平成28年 8月27日	5,211円

(オ) 学校徴収金の領収書等日付について (意 見)

学校諸費のうち書道教材96,000円の購入について、見積書、請求書、納品書、領収書のいずれも日付の記載がなかった(購入先: N商店)。通帳から該当金額は引き出されているが、どの年度の費用か把握できないため、業者に日付の記載を指導されたい。

(カ) 学校徴収金の修学旅行積立金の体験講話謝礼に係る源泉徴収漏れについて (指 摘)

わが国では、居住者に対し、国内において源泉徴収の対象となる報酬・料金等の支払をする者は、その報酬・料金等を支払う際に所得税及び復興特別所得税を源泉徴収する必要がある。(ただし、その報酬・料金等の支払者が個人であって、その個人が給与等の支払者でないとき又は給与等の支払者であっても常時 2人以下の家事使用人のみに対する給与の支払者であるときは、ホステス等に報酬・料金等を支払う場合を除き、

源泉徴収する必要はない。) (所得税法第 204条)

謝金、取材費、調査費、車代などの名目で支払いをする場合があるが、これらの実態が原稿料や講演料と同じ場合には、報酬・料金等として源泉徴収の対象となる。

また、源泉徴収義務者の対象とされる者は、会社や協同組合の他、学校、官公庁、学校の PTA会や同業者団体など人格のない社団・財団、また個人もその範囲に含まれる (所得税法第 6条)。

中央高校では源泉徴収の対象と考えられる以下の体験講話謝礼代金の支払に際して源泉徴収がなされていなかった。

費目	内容	金額	領収書日付
修学旅行積立金	交通費等 (謝礼)	6,000円	平成28年10月 5日

源泉徴収漏れがないよう所得税法に基づいて、徴収事務を徹底する必要がある。

(*) 学校徴収金の生徒会費 (夜間) について (指 摘)

生徒会費のうち和菓子代金について 1学期から 3学期までの代金 (領収書日付平成28年 4月20日から平成29年 1月16日) 5件をまとめて一度に決裁を受けていた。また、決裁日付は空欄であり、いつ承認を受けているかが不明であった。学校徴収金マニュアルに基づき、適宜決裁を受ける必要がある。

(/) 特殊勤務手当について (指 摘)

平成29年 3月13日の宿日直手当について、職員情報システムの宿日直等勤務記録簿記入ダイアログに誤記入があり、本来宿日直手当が支給されるところが超勤手当として12,696円過大に支給されていた。

手当を支給後、教員本人の申請により、当該事実が発覚し、平成29年

4月にシステム記録を修正し、平成29年 6月にあるべき金額を支給し、過大金額を含めた当初支給分を平成29年 7月に返金を受けていた。

既に修正済であるものの、年度をまたいだ修正であり、また、本人の申請により修正されているため、本来であれば、決裁の際に、他者が発見し、修正すべきであったと考える。

(ケ) 保守業務委託について（指 摘）

紙折り機保守業務委託契約38,880円の契約書が、学校長と業者で締結されていた。

名古屋市契約事務委任規則第 3条によると、保守業務委託の契約締結に関する事務は主管の局区等の長に委任する旨の記載があり、高等学校の主管の局区等の長は教育長とされる。

また、名古屋市契約規則第27条によると、契約金額が 200万円を超えない場合は契約書の作成を省略することができる旨の記載がある。

上記契約の金額は 200万円以下であり、契約書の作成は必須ではないが、契約書を任意に作成した場合であっても、名古屋市契約事務委任規則に基づき、契約者は教育長とすべきである。

(コ) 施設の雨漏りについて（意 見）

豪雨により格技場の壁がひび割れており、雨漏りが発生している。格技場の利用に支障をきたしているため、早急に補修工事を行うことが望ましい。

また、豪雨による体育館の雨漏りについては、適時に工事され床の補修を行っていたが、体育館の下の階に当たるLL教室、被服実習室の天井は簡易的な張替えがされているだけで、教室にはブルーシートが敷かれ、水受けが置かれており、教室の利用に支障をきたしているため、早急に補修工事を行うことが望ましい。

格技場ひび割れ



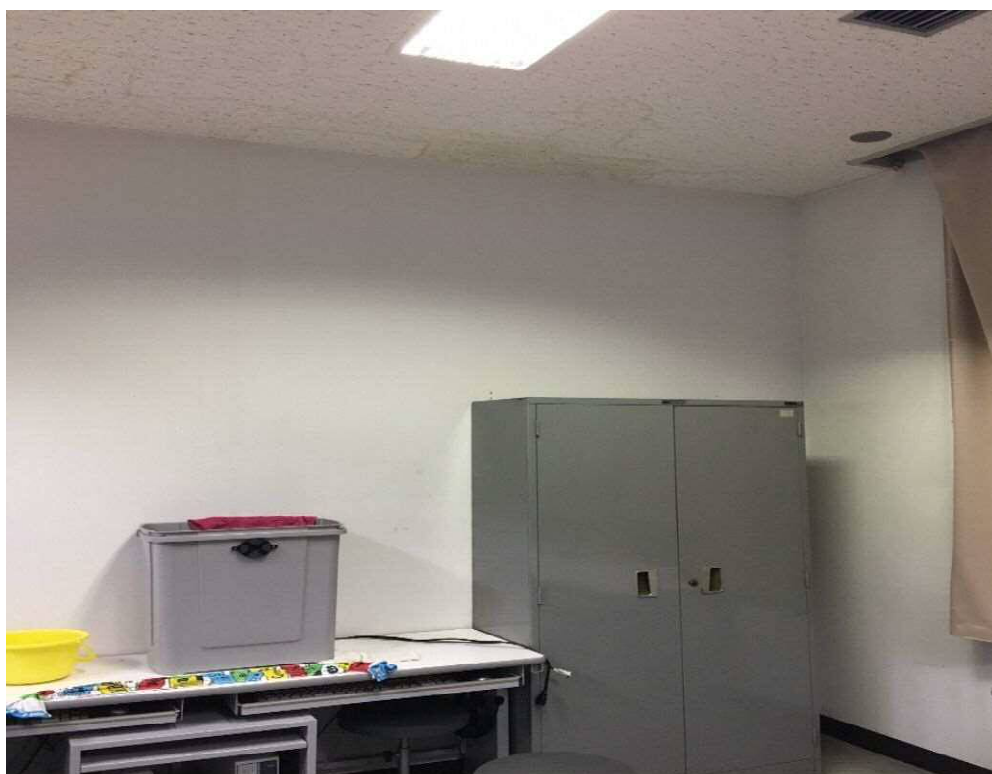
格技場雨漏り



LL 教室天井



LL 教室



被服実習室



第 6 利害関係

包括外部監査の対象としての特定の事件につき、私には地方自治法第 252条の29に規定されている利害関係はない。

農業委員会総会の開催公告

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定に基づき名古屋市農業委員会総会を開催するので、次のとおり公告する。

平成30年 2月14日

名古屋市農業委員会会長 岩田 公雄

1 開催日時

平成30年 2月20日（火） 午後 2時00分

2 場所

名古屋市役所西庁舎12階 第10会議室

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

3 議案

第11号議案 農地法第5条の規定による使用貸借権設定許可申請について

第12号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第13号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

第14号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

第15号議案 相続税の納税猶予に係る利用状況の確認について

第16号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について

第17号議案 土地改良事業参加資格交替申出の承認について

名古屋市農業委員会事務局農政課